

平成22年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成22年9月16日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |      |     |       |             |
|------|-----|-------|-------------|
| No.1 | 14番 | 後藤 功君 | (P 87～P 99) |
| No.2 | 15番 | 大石雪雄君 | (P100～P110) |
| No.3 | 5番  | 金田裕二君 | (P111～P120) |
| No.4 | 2番  | 岩科弘純君 | (P121～P127) |
| No.5 | 11番 | 矢吹利夫君 | (P128～P131) |

・出席議員（18名）

1番 佐藤厚潮君	2番 岩科弘純君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 森健一君	14番 後藤功君	15番 大石雪雄君
16番 室井清男君	17番 鈴木宏始君	18番 高木信嘉君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	秋田勝雄君	税務課長	大平一美君
参事兼 住民生活課長	森下富夫君	福祉課長	君島喜弘君
健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	金田昭二君	参事兼 上下水道課長	近藤富美雄君
参事兼 学校教育課長	真船秀典君	生涯学習課長	須藤清一君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	水野由次	庶務兼議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（高木信嘉君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

14番後藤功君の一般質問に関する資料を配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（高木信嘉君） 本日の日程は、一般質問であります。

質問は通告順に行います。

それでは、通告第9、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

◇14番 後藤 功君

1. 国旗掲揚について

2. 村長の村政運営について

○14番（後藤 功君） 14番、一般質問をします。

はじめに、国旗の問題であります。実は9月7日に敬老会がございました、西郷村のね。私も今年は上折口原の行政区長として、今までなかなかこういった場に行かなかったんですが、そういう関係もありまして時間も空いたということで敬老会に出席しました。その際にですね、私もそうなんですが、同僚の議員からも、なんだ、この会場に、いわゆる村民体育館の壇上、正面に日本の国旗、あるいは西郷村の村旗といえますか、それが掲げられていなかった。私もちょっと奇異な感じがしまして、普通は、そういう祝賀会場とかいろいろ催すものがある場合、そういう施設には必ず日本国旗、あるいはそういう村旗なり掲げてあるはずなんです。私も、そういう場で、小中学校の入学式や卒業式にも出席していますが、これは掲げてあります。そして、祝辞を述べる人は壇上に上がって、まず国旗に一礼をして、そして祝辞を述べると。そういう、まあこれは西郷村だけの問題でない、広く日本国中いろいろな公式の行事には皆さん、そういうものが常識となって、そういう行動を行っている。そういう中で、たまたまだかなんだかは私には分かりませんが、そういうことで国旗が掲げていなかったということに対して、何か訳があるのか。いろいろな日本国いろいろな自治体とか学校行事において、過去において、現在もいろいろなところでそういう問題あります。例えば日教組の職員組合というか、それと、いろいろそういう団体の方々が思想上国旗を掲げて、そして、そういうことに対して一礼、そういうことをやるのがけしからんと、そういうことで反対運動をしているということもこれはあります。私は、これはそういうそのもの自体、ことごとく思想上、これは個人のいろいろ考え方を制約

するものだとか、そういう言い方をしますが、しかしながら、これは素朴な日本人として当然国旗、国家に対する思いというのは、これは当然敬ってしかるべきであるし、そういう常識的な考えに立ってみれば、そういう国旗、国家ということを要らないという、そういう考えには私は与しません。したがって、この間のそういうことがありました。これはどういう何か、そういう団体の圧力とか、そういうものがあって、あえてそれをなさらなかったのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えをいたします。

国旗の掲揚について、9月7日の村民体育館で行われました敬老会の席上、国旗を掲げなかった理由、あるいはその中にいろんな圧力というお言葉ですが、そういうことがあったかということをごさいます。まず結論から申し上げますと、圧力も何もごさいません。場所の作り方において、これまで昔からといいますか、国民の祝日として敬老会があって、その敬老会を西郷村としましては、以前は文化センター、その次は熊倉小学校の講堂、そして平成15年より村民体育館、これは出席者が増えたという理由から場所を変えたのでごさいます。そこで今年は掲げなかった。実は去年も掲げていないということでありまして、なぜかといいますと、議員お質しのとおり、あの場所につきましては、作り方、体育館でございまして、臨時の舞台を設けた。この前も私も壇上におりましたので、西郷村の敬老会、その上に国旗があるべきですね。上を見ますと、ちょうどバレーボールのネットのワイヤーが真ん中に走っております。そんなこともあって、これまで、その部分については失念といいますか、掲げなかったということでありまして、考えてみますと議員常識に立って、そういったことすべきではないか、当然であります。来年からはちゃんと場所を考えて、あるいは現在の舞台の作り方が方向として、ちょうどバレーのネットのピアノ線のワイヤーをちょうど二分割することになりますので、この部分のやり方について何か良い方法がないかということを考えて、そして国旗、あるいは村旗といったことを掲げて、かつ国民の祝日は国旗、国民として本当に心根から発して国旗を掲げ、そして、この趣旨にあるように、そういったことを考える日ということで国旗を掲げますので、西郷村の敬老会のみならず、その他の国家の行事、あるいは祝日等においては、役場は毎日村旗と国旗を掲揚しております。そして雨の日は、ちょっとこれはしませんが、その他については掲揚しておりますので、同じ考えに立ってこれをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君の再質問を許します。

○14番（後藤 功君） 今、村長の答弁によりますと、そういう外部の圧力団体から受けたとか、そういうことはごさいませんと、その会場に問題があったと、それはそれなりに理解しております。来年からは、ピアノ線があってもこれはやるということですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょうど私もあのとき上にピアノ線が二分割してましたので、

あの場所をちょっと別な方に演壇を造るか、あるいはピアノ線をどうするかですね、それを考えながら掲揚をしたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） それでよしとするわけですが、これは実は前にも以前、天皇が何か東北地方、福島県に災害か何かで来られた折、国道4号線、小田倉小学校を通ったと。その天皇の通ることに対して、小学校の生徒に旗を振って歓迎、そういうことをしてくれとか、そういう話がございました。それでその当時の校長が、新聞報道ですよ、産経新聞だか何か、それで、そういうことはしなきゃならんと、そういうことでひんしゅくを買ったという記事が載っております。私も、これはどういうことだと。だから、要するに一部のそういう思想的に大変偏った、そういう先生のあれで、そういう何か恣意的に当然日本国の象徴である天皇を敬うとか、また国旗、国家とか、そういうものをないがしろにして、勝手にそういうことであっては困るわけですよ。そういう経緯からして、またもや西郷村でそういうことが、何かそういう影がちらついて、今、村長は、そういうことでは決してないとおっしゃいましたから、そういうことがあったら、これは正に由々しき問題だと私は一人の純粋な日本国民として、これは釘を差しておかなければならないと、こういう意味で質問したわけですが、こういうことを言うと、私は何も国粋主義者でも超右翼でも何でもございませんよ。そういうことを言うと、また一方、言う人が右翼だとか一方的に傾いているんじゃないかと非難を受けますが、しかしながら、これは当たり前前の国旗、国家に対して我々が敬意を表して、そういうことをやるというのは私は当たり前だと。ですから今後、村なんかも前、回覧等で国旗を販売するあっせんしてましたね。祝日にはできるだけ掲げてほしいとか、この頃そういう案内は来ませんけれども、しかしながら、やはりこれは学校教育上も、やっぱりそういうことに村の教育委員会なり、国家に何が何でもそういう戦前戦中の、そういう国が一番で個人の人権とか、そういうことがないがしろにされたと、そういうこともあったかもしれない。そういう考えじゃなくて、やはり教育上も、これはきちっとした村の教育行政のあり方として、一部のそういう偏向した先生のそういうことを許さないと、東京都の石原知事なんかは、そういう都の行政に従わないものはクビだとはっきりそういうことをやっていますね。そのぐらいの毅然としたそういうことで基本的な、そういうことを教育長はいかが考えているのか、その辺お聞かせください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、今般、国旗のことについてちょっと調べたり、あるいは国民の祝日、敬老の日がありますので、それとの関係ずうっと調べてみました。国旗、あるいは国歌の制定があって、そして国民の象徴とすべき、あるいは色、デザイン、あるいは歌詞、ずうっときますと、本当に歴史がずうっといっぱい詰まっているということでもあります。これは総理大臣談話、あるいは天皇陛下のお言葉からももちろん強制されてやるものではない、自らのものとして、そして、それが自然に出てくるようなスタイルにしてもらいたい、これが最終の望みだろうと思います。一部裁判とか

何かを見ますと、国旗を掲げたりすることにおいては昔の軍国主義とか、あるいは国粹主義、国家主義といったものを一部助長するといったことを理由にしたり、あるいは言論の自由とか、いろんなことを掲げて言っているそうではありますが、やっぱり、しかし最終的には先ほど冒頭にありましたとおり、常識に立つとこういうことだろうということで、やっぱり国旗、国歌が掲揚、あるいは大切にされるといったことにかせる、あるいはいくべきだ、あるいはそういった考えを常識的になるまでというふうになることを望んでいるところでもあります。君が代とか何かにつきますと、やっぱり文章自体は山田耕作さんが昔外国、ドイツに行ったときに調べてみると、国歌でどれが一番いいですかと言ったら、やっぱり日本が一番いいというふうに世界の学者は言ったそうでもあります。あるいは中国、アメリカの国歌を見ますと、自由と平等の旗とか、中国の国歌は、いざ立て、圧政に立ち向かうために銃を持ってとか、すごい言葉があります。それからフランスの国歌は、もともと国歌ではなかったといったこともあって、いろんなことがやっぱり国民のものとしてされてきたということが、やっぱり全体的にそういった方向をつくって形となったというのもあったそうでもあります。日本もそれに劣らぬ内容と形というふうに私も思っています。したがって、議員が申したとおり、やっぱり常識とかコモンセンスとか、普通の生活のスタイルの中に国旗と国歌があるといった意味で、掲揚も、あるいは中身も理解と、そして使われるといったことを望むように我々もしていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 14番後藤議員のご質問にお答え申し上げます。

この件につきましては、様々な考えがあること、承知しています。村の教育委員会といたしましては、昨日も申し上げましたが、学習指導要領に基づきまして村の教育取り扱っています。学習指導要領におきましては、国歌につきましては、いずれの学年でも指導をすることというふうになっております。また、入学式や卒業式など、いわゆる特別活動、行事等を指していますが、ここにおきましては、国旗は掲揚し、国歌は歌うよう指導することとなっておりますので、そのようなことで行っているところであります。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長のこれはそういう、決してそういうことはない。村長も、父親である佐藤帰一さんは自民党员として、あの保守の盛んな頃の党员であり、県議会議員でもなっておる。そういった遺伝子を受け継いでいる、あられるならば、息子である村長も当然、保守本流の、そういう国を、まず自民党の綱領にありますね。国の基本として国旗、国歌とか、天皇をいただいて、いろいろそういうことがあります。そういった当然遺伝子を受け継いだと私は思っております。ですから、最近いろいろ政界も訳分らない、思想的に訳分らないような、そういうのが今入り交じっていて非常に私も目が回るほどなんです、しかしながら、基本となるべきものは、やはりそういった日本の伝統、文化とか、そういったことを基本にして、それを政治を行っていくのが私は一番これはいいんじゃないかなという考え方に立っておりますもの

で、非常にそういった意味で、こういった問題もないがしろにはしては決してならないと思います。教育長が今答弁いただきましたが、文科省の学習指導要領どおりにやっているんだと、それはそうでしょうね。たまたま入学式、卒業式において、これ村内の小中学校ちょっと私は分かりませんが、全国的に教職員の方が歌わない人もおられるらしい。だから、先生自らが文部省の学習指導要領のそういうことをきちっとやれよと言っておるにもかかわらず、それに従わない教職員がいると。これはどうしてもこれは公務員として、そういう従わない。西郷村の教職員ははっきりしたことは分かりませんが、もしそういうことがあったなら教育長、責任者としてどういうふうな対処を取るか、まず、そこを伺います。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 14番後藤議員のご質問にお答えをいたします。

教職員のことについてご質問がございました。全国的には私も詳しくは承知していませんが、新聞報道などがあって、そういうことがあったり裁判があったりというようなこと、それは新聞等で読んだり承知しております。仮の話なのでちょっとお答えづらんですが、西郷村では現在、国旗の掲揚等につきましては、すべての学校で、先ほど申し上げましたように、法的拘束力がある学習指導要領、このことにのっとりやっていますし、教育委員会もそういう指導の立場に立っていますので、そういうことをご了解をいただきたいというふうに思っています。（不規則発言あり）その先となれば、仮に私はないと思っていますが、仮にあったとなれば、これは教育委員会が、そういう立場に立っていますので、当然指導をすることになります。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この問題は了解します。

次に、質問の第2としまして、村長の村政運営ということで挙げました。これは村政全般、いつも私はどうなんだということで質問なり質疑で言ってきたんですが、今、民主党代表選が行われて結果が出ましたね。小沢さん、菅総理大臣、結果は菅総理の勝利に終わったわけですが、その過程の中において、いろいろ新聞、テレビ等では、いわゆる小沢さんの政治と金の問題ということで、殊更ね、それがあつた代議士に言わせれば、小沢は悪代官、悪いやつは退治しろというような、そういうたぐいのごことで、党员サポーターもだいたい動いたんだらうなど。私個人としては小沢さんに、ひとつやらせてみたらおもしろかったんでないかと。これが世論調査に現れない一つの声なき声もあるんですね。私がいろいろ聞いてみると、いや小沢にやらせたいという声が圧倒的ですよ。その辺の乖離というか、どういふ私は分かりませんがね、これ西郷村政にどう関係あるんだと、そういうふうになっちゃうんですが、要するに、今の世の中ですよ、ただ単に政権を取って、可もなく不可もなくという状況ではないんですよ、政策的に。何かやっぱりアクションを起こして、この閉塞した世の中を変えてくれと、そういう指導者を国民は実は望んでいるんですよ。ですから、菅総理が圧倒的だとマスコミの報道をされますが、私はこの塗炭に苦しんでいる今、経済不況の中で、皆さん決してそうではないと思う。やはりこの経済不況、今日のこの生活、失業とか、ど

うしてくれるんだと。そういうことに対して的確に、強いリーダーシップをもってやっってもら人がいいんだと。政治と金の問題はさておきですよ、それが、じゃあいつたいどうなんだと。その辺の、私は決してそれはそれで、もしそれが本当なら、それは糾弾されるべきだと思いますが、それも定かでない。小沢さんいわく、検察では2回も捜査して、強制捜査してシロだとなったにもかかわらず、いや、あれは怪しいと、こういう見解なんですね。だから、その辺はそれとしても、やはり政治を司る運営者には力強いリーダーシップをとっていただきたいということが国民の、また我々末端の西郷村民であれば、そういうことだと思います。ということは、ひるがえって西郷村政はどうなんだということでありますが、いろいろ一般質問でも、あれやって、これをこうやってくれといっぱいありますね、今まで。今議会だけじゃないんですよ。そういうことに対して村長は、もっと迅速に、的確にニーズをくみ取って、素早い行動を取ってくれよと、早く言えばそういうことだと思います。そういうことに対して、声に対して、村長はどういう考えで西郷村を運営していくのかと。私これ細かい、例えば総人件費は幾らなんだと。ちまたには役場職員、正職員以外にいっぱい働いているんだないと、あの人も実はよくよく聞いたら役場のこういう関係しているところで働いているんだと。よくよく聞いたら嘱託だ、パートだと、そういう声がいっぱいあるんですよ。私も、そう言われれば議員、何人今そういう方がいらっしゃるんだといっても答えようがない。だからこの際、何人いったいそういう正職員含めているんだと、それを出してくれということを出したんですが、この数字がこれ現実に実際の数字でしょう。これがいきなり、だからだめだとかいいとか、そういう否定するつもりはないですが、果たして、これが村長の村政運営上これは必ず必要な人員だと。もちろんいい加減なことはないでしょうけれども、ただし、民間企業というのは、今大変な経営状態に追い込まれている。実態は、とにかくパートでも派遣でも何でも、今実際8時間、今6時間ですよ、6時間労働というのが大体いろんな健康保険やいろんなそういう関係があって8時間働けないと。週何十時間の制約の中で。その中でも、ちょっと仕事がなくなったら、もう、今日は3時までおれるのかなと思っても、もうお客さんがいないから帰ってくれと、わずか2時間や3時間ですよ。時給700円、800円のでなんぼになりますか。それが現実ですよ。現実ね。これはもう皆さん、今本当に月4~5万働くのでやっつですよ。企業は本来ならば、これは正社員にして、きちっとした給料が保障されているというのが望ましいはずなんです。しかしながら経営者としては、そんなことやったら経営できない、すぐつぶれちゃうから。人情的には本当に雇ってあげて、本当に生活ができる保障をしてやりたいけれども、しかしながら、それを人情でやったら、たちまち自分の会社がつぶれるから、できないんですよ。全部民間企業はそうですね。そうすると、その対比したうえで、役場たる地方公共団体、こういう役所が、じゃあ野放図に経営しているものかどうかですよ。皆さんの税金で成り立っているわけだから。その辺にどうも違和感があるんだと、これは私自身だけじゃありません。多くの村民の方が言っています。その辺の村政を運営するに当たって、これは地方公共団体はスローガンというのはありますね、最小の経費



で最大の効果だと。その精神に立てば本当にそういうコストをかけないで最大効果を目指すんだというのが筋だと。その辺で今の村政運営は、あまりにもそういう固定費をかけ過ぎているんだと。みんなこれ企業経営でも固定費をまず削って、そして運営していかなきゃ成り立たない。決算の資料にも今、西郷村は財調ですか、40億円相当積み上げられていると、各種基金ね。そういった金も固定費、そういったことの経常経費で全部、この前の議会でも言いましたが、なし崩し的にどんどん使っていって、最後には投資的経費、いわゆる村のそういう事業でもなんでもできないわけでしょう。それをやはり我々は心配しているんです。本来やるべき、村長なんか佐藤村政3期目、何をやると、そういったことで投資的経費を使ってどんどん税収を増やして雇用を増やす、それが本来の政治の私はあり方だと思うんですよ。しかしながら、ただ平々凡々、そういう何がなんだか分からないということはないんだろうけれども、しかしながら結果的に、それがそういうことになったら、これは由々しき問題だと、その辺はどうなんですか。その運営方法ですね、お聞きします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 天下の情勢はどうなっているかということから始まりまして、本当に今回の結果は、小沢さんのダイナミックな豪腕といいますか、一刀両断にする力、あるいは菅さんの考え方、足して二で割るとちょうどいいのかなど。世間はとていませつか、神様は完璧な人をつくらなかったということの結果、いろいろ出てくるということになります。本当にお2人が考えていること、雇用の問題とかいろいろありました。政治はやっぱりリーマンショック以降、あるいは日本が人口減少社会に入った、あるいは高齢化率が平成から2025年には日本全国が西郷村も含めて高齢化のスピード、今世界一のスピードで走っております。こういった特殊現象に入ってしまった。なぜか、阻止はできなかったのかというふうに今思っています。900兆円の国の借金、例えば竹下さんのときには全国3,220の地方公共団体に1億円ずつ配りました。あのときはどうだったのか。日本全国がバブルということにもう頭全部そうなった。あの考え方を是にした。今考えると、あのときのお金は借金の償還に充てるべきではなかったのか、みんなそう思っています。それを考えたり、中曽根総理大臣は3K、米、国鉄、憲法、これを改革しなければ日本の明日はない、大英断をふるって国鉄の改革をやりました。小泉さんもいろいろやって、郵政民営化からいろいろやりましたが、いろいろ考えますと、やっぱり今、議員おっしゃられたように、大英断をもってやるところを国民は望んでいるかもしれません。そして、それをやるときに影響がなるべく小さく、そして国民の合意の下にスムーズに計画の悲願に達する。このロードマップ、行程表が示されれば、国民は甘んじてこれをバックアップするのではないかという考えに立って、今の国政、あるいは市町村行政は行われています。したがって、私たちは、その現実を明らかにし、あるいはそれに対応した計画を作って、そして理解と協力を得られなければ村政は、あるいは国政はうまくいかない、全く同じだというふうに思っています。

一つは、これまでの考え方は、行政、国家としてもやっぱり経済の成長率を安定的

に進めていくことを第一の前提とした。それがあってこそ、いろいろな制度はうまく機能し、破綻を招かなかった。ところが高齢化と少子高齢化とやっぱり社会経済によって、この考え方は少し、もう少し弾力的な対応をしなければもたないのではないかというのが今の考えであります。よって、今回の菅さんの雇用、雇用、雇用が、いかなることを本当に現実的に持ってくるのか。そして、小泉さんのときにもありましたように、労働者派遣法によって日本の生産コスト、いわゆる人件費を調整できるのではないかといったことが今逆に裏目に出ている。200万人以下の収入の人が1,000万になっている、これは国家として問題だと。アメリカの失業率よりは少ないですけれども、日本は本当に問題に直面して、今それに立ち向かおうとしています。村長はどうなのかというお話がありました。平成15年からずうっと、この壇上において合併の問題があって、今の現状と平成32年までの見通しを立てる。この問題に直面いたしました。あのときには2冊、全戸配布する経営学といいますか、見通しを立てました。そして、全体の審判を仰いだ、座談会、あるいは議会においても。そのときの財政計画はどうなるのか。やっぱり人件費といいますか、言われたとおりです。固定経費を何らか圧縮していかなければ、今後予測される扶助費、高齢化、あるいは子どもに対する経費は増大するので、この対応ができないのではないか。もう一つは、景気に関係することは地方交付税です。交付税は最大、今まで特別会計があって最大21兆円ありました。今年16兆5,000億です。去年よりは1兆円、2兆円多いです。それでということがありますが、将来はどうなるか実は分かりません。三位一体においてこれは整理しようとしたのですが、税源移譲と、それから不交付団体との調整がうまくいきませんね。更に今年は菅総理になって、一括交付金の問題が出てきました。今の問題は、一括交付金をではどのような尺度で配分するのか、この問題に注目がいきます。今の交付税制度も三位一体で整理しようとしたのですが、できませんでした。最終的に国家財政が小さな政府によって財政も我慢する世の中にあるとするならば、やっぱりこれは国家も地方も同じ考えに立たなければならぬ。それが一つの問題として、やっぱり道州制の問題があったり、あるいは今後また出てくるであろう新たな合併といったところも俎上になってくる可能性もなきにしもあらずであります。そういったことを考えながら、やっぱり地域として限定するならば、産業おこし、雇用、あるいは扶助の子育て、あるいは教育、あるいは高齢者に対するやっぱり行政的な経費を担保できるのかどうかということに力点がいかざるを得ません。私は、平成15年からの財政計画作るに当たりましては、将来見通しとやっぱり景気が一番重視しました。景気も今のままでいくのか、あるいは下がるのか、あるいは上がるのか三つの部分でやっぱり悪い方に立とうということでも少し堅く見積もったところもあります。そして、その結果においては、平成15年ではまだ投資的経費2億円ぐらい出てくるだろうと予測しましたが、その後、平成17年から不交付団体に転じました。これは先輩方が、あるいは私たちが皆様とともにいろんなことを頑張ってきて景気を呼び込んだのか、あるいはこれまでの各企業が頑張ったものが今花開いたのかという両方の結果によって、西郷村は5年間不交付団体、本当にうれしかった。今は1,72

0の地方公共団体ありますが、150から170ぐらいの間が不交付団体であります。もちろん、その後ろには原発とかいろんな財源を抱えているところがありますが、西郷村は愛知県にある20前後の不交付団体と同じく、産業の交流によって税収、村民税の法人税が上がっている、こういった結果になります。よって、景気の動向については最大限の注視を、注意を払う、これもこれからの財政運営の一番大事なところでありまして、かつ企業の振興のためには、経済の予測と共に、それを上回る技術開発、それを手にする日本ということをもっと頭にあります。幸いなるかな、西郷には本当に天下に冠たる世界をリードする技術を持った企業、複数あります。そういったことを頭に置いてということになります、人件費のことでデータを議員のご要望によってお配りいたしました。現在、正職員は161名、臨時、嘱託、パート等は別紙のとおり、お配りのとおりであります。大体270前後でございまして、過去5年とか数字、平成12年、17年、22年出ていますが、トータル的には270ぐらいですかになりまして、総数はそんなに変わっておりません。この間に人口が増えた、あるいは権限委譲によって仕事が増えた、いろんなことがあります、職員は頑張っている。問題は、議員ご指摘のとおりです。これまで技術立国、あるいは貿易立国したために（不規則発言あり）ちょっと長くなりましたが、やっぱりコストのためということが法的に生活弱者を生み出してきた嫌いがあります。国家においても、これは是正しようということですが、私も一番はやっぱり臨時はもちろん、法律ができた昭和22年の法律260号でしたか、地方公務員法できたときに、22条であることは想定していました。しかしながら、それがやっぱり多くなるとか、そういうことであれば、やっぱり若い人の将来にとって問題ありますので、これは是正していきたいと思いますが、これは国との関係があります。よって、そういった気持ちを持ちながら、なるべく職員のあり方については良い方向にいくように努力していきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長答弁ね、ちょっと長すぎて訳分からなくなりました。私の言わんとするところは、要するにこういう経費、固定費を野放図に増やしてはいかかなものか。それと、やるべきことは要するに菅総理じゃなくても雇用と、雇用を起すのにはどうなんだと。その手立てを例えば企業誘致いろいろ、それからいろんなのありますね。そういったことに対して村長は、いかなる手立てをもってやろうとしているのか、具体的にそういうものが見えないわけですよ。それを私は言いたい。なにも人件費ばかりこれを事細かに突っついたとしたって、これ解決にならないの。だからこれだけの人員を雇って、それに見合った成果が果たして得られるのか。村民もこれだけの270人相当の職員を税金出して雇っているわけだから、それに見合った成果が、果実は納税者である村民がそれだけ享受しているのか。実態は必ずしもそうっていないんです。失業者だらけで、困った、困った、何とか働く場所がないかと、そういう簡単な答えというのがあるわけです。それを私は一挙に解決するというのは、こういう世界的な経済不況の中では分かります、大変なのは。しかしながら、

そういうことを手立てを實際行動を起こしてやるかやらないか。やっている姿がちょっとも見えないから、こう言っているわけ。職員の皆さんも、これだけの職員いて、実際どういうふうな企画立案された、しているんだかしていないんだか分かんないけれども、こういうものも見えない。何をやっているのか。ただ日常業務、十年一日のごとく、ただ決まり切った、そういうものの事務を執っているでは、これでは全く西郷村の発展とか、そんなことはあり得ないですよ、これ。ですから、やっぱり皆さんも生きがいを感じるようなことを村長は叱咤激励しながらやらせないで、私はもうまずいんじゃないかと思えますよ、これは。ちまたの人が困っているわけですから。できる財政出動も、そんなちまちましたことをやっていないで、直接投資をよく消費されて、その商売でも何でも潤うようなことをやっていかなければならないと思うんです。先頃、最終日に補正予算が組まれておる。それなんかもよく私見ますと、例えば外灯なんかもたったの300万円ちょっとでしょう。300万円で、なんぼできるんだ。そして、昨日も話したとおり、小田倉小学校のトイレ造るのにも考えてできないような、必要もないようなものに平気で使っていると、極端に言ったら。その辺の政治の切れとか、決断とか、そういうことに住民がよくしているんだから、どんどんどん予算もそんな300万円なんて言わないで1,000万円も2,000万円も付けてやればいいですよ。片や、じゃあ家族旅行村に幾ら委託費やっているんですか。5,000数百万円、これは毎年委託費としてやっているんでしょう。村民は、そんなにいや、有り難いなんて思っていないですよ。毎日温泉マニアは、いや安く100円を入れるからいいね、佐藤村長最高だと言っているかもしれないけれども、あとの必死の一般の労働者なんかそんな暇ないですよ。温泉行っている暇なんか。みんな税金納めるのに仕事なくて困っているわけだ。温泉毎日毎日、何もしようない人のために暇つぶし、極端、私の話も極端だかもしれないけれども、そんなところに毎年毎年5,000何百万、6,000万近くの金を委託費として払っている。その経営はどうなんだと。全く、そういうのはあまり関知できない。それだったら、前の村直の方が良かったんじゃないですか。私は矛盾するようだけれども、前、佐藤村長退いた方がいいなんて言ったから。そのとおりになったのかもしれないけれども、しかしながら、それにしても運営に当たる経営者たるものは、やはり村のそんな委託費なんか要らないよと、自前で人件費も固定費、あらゆる管理費から儲かって出せるように、そういう経営者を選べばよかったですよ。毎年毎年大変でしょう、これ。10年経ったら5億、金利をかけたら大変でしょう。そういうことを垂れ流して、いわばやっておいて、住民が本当に必要なものはなかなか遅々として、そういうちっぽけな予算しか組まない。どういうことなんですか、これは。生徒がトイレ行くのにも恥ずかしくて入れない、こんなのすぐ解決できるでしょう、村長。教育長がそんなぐずぐず言たって、うーん、これはダメだ。政治主導だとやったらいいでしょう。なんでできないんですか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり、言いたいことはよく分かります。本当に雇用の問題は、

国が緊急雇用ということを出すほどの問題を抱えている。ハローワークに行きましても、本当に採用されるといったことは打率非常にまだ悪いですね。やっぱり、一番悪いときは有効求人倍率0.3、本当に1を切りましたので、今は上向いてきていますが、まだまだ、それにしても1には程遠い状況です。どうやってでは支えるかというふうになります。一つは、やっぱり最悪の場合は家族に戻る。親のすねをかじるということもできるのではないか。あるいは本当に単身で来たときに、どういうふうにするだろう。去年、一昨年、正月、リーマンの12月ですね、12月の正月休み返上して窓口を開けました。ああいった状況の再来はどうか。今年は幸いなるかなありませんでしたが、やっぱり世界経済、あるいは日本の置かれている立場、あるいは本当に株価の輸出の産業の不振といったことを考えますときに、なかなか普通のやり方ではということにもなりますが、本当にしかし、完全に直る治療薬はあるのかと申しますと、なかなかそれも国家レベルでも容易でないらしい。そういったことを前提に西郷村が動くわけでありまして。12月、今度の9月では単独費用1億円弱になりましたが、やっぱりそれでも裏は国費の割り当てが減ったり、いろんな状況が国家レベルで動いています。そうしますと、これまで皆様方のご発言ありますとおり、やっぱり地域でまず抱え込むといえますか、お互いに温かい手を差し伸べようとか、あるいは本当に小規模の事業者との連携をどうしていくとか、いろんな問題があって、商工会、あるいは企業の中においても、そういったことを話します。ただ、企業は企業独自のやり方があったり、言うことは分かりますが、なかなか協力はできないとかいろいろあると思います。でも、その気持ちがあればこそ、どこかでそれ以外、あるいは日常の中で手を結ぶことができるということがありますので、それを期待しながらも、やっぱり単独費用の予算計上をしていきたいということでもあります。更に、緊急雇用制度においても、まだ継続される部分があったり、今回のタイヤの環境整備についても補助を付けてくれたり、いろんなことがありますので、やっぱり今の全体はどう動かすか、国に対する期待、あるいは地域においてどうするかについても議員お質しのとおり、やっぱり目に見える形で。これまでもやっぱり企業を呼び込む、そういった努力、そのためにインフラの整備いろいろありますので、全方位でなくて、やっぱり今のポイントも置いたやり方もしていきたいと思っているところであります。

それから、もう一つ、270人もいて仕事やっているのかという話ありましたですね。行政には収める部分と開く部分があると言われております。前から申し上げました。収める部分は制度的に確立しているものを間違いなくやっていくことでもあります。データ管理したり、あるいは接触したり。それから開く部分は議員言っているとおりです。やっぱり産業をおこして雇用と、それから財政力と、それから我々の誇りをつくっていかうと、そのためにということではいろんな観光とか、ご質問あったとおりであります。事はこの開く部分は今実は要請されているということではないかというふうに受け止めました。そういったことを考えながら、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長の話を知っていると、どうも私の言うことが分かっているのか、分かっていないのか、分かっているけどもぼけているのか、その辺は分かりませんが、しかし、要するに、こういう経済不況、未曾有の大げさに言えば国難、それに末端の地方公共団体も、その波に飲まれていることはこれ避けられない。そういう状態にあるとき、やはり政治は的確にきちっとしたビジョンを掲げてやらないと、その波に翻弄されて自滅してしまうのではないかと。やっぱりそこにある政治の課題があって政策ですよ。それによってある程度最小限に食い止めることができるのか、やっぱりみんな努力しないところはやはりそれなりのものしか得られない、若しくはだめになっていく。やっぱり努力しているところはそれなりにきちっとやっぱり成果が出ているんですね。ですから、そういう考えに立てば、当然村長は最高責任者としてなんでもやれる立場なんですよ。立場代わって、私にじゃその任を与えてもらえば、私も言った以上やりますよ。結局、そういう任をせつかく与えてもらっているわけだから、要は応援的に言えば、もっとしっかりやってほしいと。足引れば何もしないで、そのまま自滅した方がいいよなんて考える人もいるかも知れない。しかしながら、そうは我々も、やはりこれは世の中を少しでも良くしようという観点に立てば、やっぱりきちっと、もっといろんなことを果敢にやってほしいと、それに尽きます。ですから、細かいことをいろいろ言いたいことはまだまだあるんですが、とにかく明確なそういうビジョンを示して、そして果敢に実行していくということに尽きます。そういうことで是非やっていただきたい、このように思います。その辺のご決意のほどを最後に伺っておきます。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話のとおり、その席に座らせてもらっていただいておりますので、本当に形あるようなことを出せという努力をしたいと思っております。これまで企業誘致条例を作って、そして大企業を呼び込んで、土地まで取得してもらった。そしてということもあって、早く造ってもらいたいと。あるいはその他の企業においても今設備投資が実は着々と広がっている。次はオーダーを待つといった状況にもなっています。あるいは私はもちろん、どういった考えでやるかというようになりますと、本当に困っているところ、まずいとこを早く対応したい。そして、開いて次の今より良くなる方向に行きたいという形でいきますが、全村民の意思を代弁できるならばということにいつも考えています。それは本当に皆様方の代表として、そのことをやっているかであります。心が健全でまん丸な真円といいますか、日の丸のようにゆがまない気持ちで対応しているかということにいつも言われたり考えたりしていますので、なるべく偏らない、あるいは先を本当に見て、そして困っている、あるいは重大な欠陥といったことをいち早く察知したい。そのためには、喜ぶ良い話よりも悪い話を早くお聞きしたいということに力点を置いていることでもありますので、議員におかれましても、議員諸兄におかれましても、是非ともそういった意味でご指導、あるいはご助言、あるいはご協力、ご支援を賜りますように、よろしくお願い申し上げまして、一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

続いて、通告第10、15番大石雪雄君の一般質問を許します。15番大石雪雄君。

◇ 15番 大石雪雄君

1. 赤面山スキー場の跡地について
2. 村施設の空調設備について
3. 西郷広報（西郷だより）について

○ 15番（大石雪雄君） 15番、通告順に従いまして一般質問を始めます。

まず、1点目ですけれども、村として観光地として赤面山の再開発が不可欠と思うが、現在どのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番大石議員の一般質問にお答えいたします。

赤面山を観光開発が必要と思うが、現在の状況はということでございます。ご存じのとおり、赤面山総合開発株式会社、現在は本当に見たとおりでありまして、毎年山開きであそこに行ったときに、お集まりの皆様から、何とかせいと、本当に言われております。現在、倒産状況といたしますか、まず一つは、底地を所有しております林野庁は赤面山総合開発株式会社に対し使用の許可を取り消ししております。一つは、代表取締役は既に死亡されております。かつ、債務等の整理については、現在進んでいない状況にあるということを知っている状況でありまして、非常に憂慮をしているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君の再質問を許します。

○ 15番（大石雪雄君） 質問を続けます。

首長さんは、赤面山だけでなく大変なんだろうと、そのように問題が山積している中で大変なんだろうと、そのように思っております。昨今は、中島村の村長さんがお気の毒に亡くなったと。泉崎の村長さんも亡くなってしまった。白河市の市長さんも亡くなってしまった。合併のしない村の村長さんは亡くなってしまっているなど、そのようにも思っている中で、先ほど14番議員の質問の中で村長から、合併をする町村が今後も現れてくるのではないかなという言葉を知り、いささか私は不合理に思っております。そういう中で、その辺も村長としてどんな考えを持っているのかをお聞きしながら、赤面山についても質していきたいなと思います。

確かに西郷村は11年度には株券が1,800万円ありました。それが今年の決算書を見ると180万円ということで、出資しての1,800万円なのか、当時、平成11年度の株券は1,800万円となっていますが、出資しての1,800万円なのか、そして、逆にその出資額が下りてきての現在の180万円なのか、村長の分かる範囲内で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 株式の決算における額が下がっているのではないかとということでございました。原資でございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○ 15番（大石雪雄君） 村長、大変失礼なんです、合併についてのご意見もお話し聞かせられればお聞きしたいと思うんですが、村長の今現在の考え方をちょっとお話



ししていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先の答弁の中で世界の動きと今後の中の動きを申し上げた中で、道州制と、それから道州制があった場合には30万都市というくり方もでてくるというお話の中で、合併するとかではありませんが、引き続き合併については総務省は見届けると。ただ、大きな、大規模のことについては去年終息したというふうに言っていますが、しかし、まだ分からない状況にあるというふうに申し上げました。現在のところその動きについてはありません。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） なぜ合併についてお伺いしたかという、首長もしかり、議員も村民に夢を売るために、未来の西郷村をつくるために、こういう席に座っているわけでありませぬ。そういう中で、村長自身が合併に対して同意した感じで、村政を運営するに当たっては何ら今後続く質問を私はする必要はないのではないかなということ、第1点目にお伺いしたわけでありませぬ。大変安心しております。

先ほど村長の答弁の中で、林野庁が赤面山総合開発にはお貸ししませんよということで事が進んでいるようでありませぬけれども、今、現時点ではその建物が建っているということでありませぬ。恐らく管財人も入っていない状況で事が進んでいるのかなということ、私としてはちょっと不安があるわけでありませぬ。現在、西郷村の山を見ると、もう山という山がほとんどない状態で、これから観光目的として進めようとする山もほとんどないという中で、赤面山だけが何かメインとして残っているのではないかなということ、質問に立っております。

それでは、更に質問を続けるわけでありませぬけれども、株主である西郷村が赤面山と林野庁の話し合いが済んで、そして債権者との話し合いが済んで、社長が亡くなっている以上なかなか話は進まないと思っておりますが、進んでいった際に、では、そのものを撤去する中で、株主の西郷村に責任負担というものが入ってくるのかどうかをお伺いしたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話のとおり、これからの進み方は今のままではだめだということになりますので、最終的には林野庁は原形復帰できるような意向を持っています。しかし、現在、商法上の整理、あるいは債権の問題が整理されない限り今は手を付けることができません。よって現在、登記上ある会社については整理をしたいと思っております。当初始まったときの形は、西郷、那須、白河で出資を同時にしております。かつ株主さんがいて、そして始まってきましたが、その後こういうふうになりましたので、では整理というのはどういうふうに進むのかというふうになりますと、今のところ社長さんが亡くなった後でよく内情分かりませぬ。しかしながら、そのままということもまたできませんので、なるべくまず不用なものについては撤去し、かつ林野庁とお話をして、冒頭ありましたとおり観光の開発にできないかといったこともまた検討の中に入れていきたいと思っております。現在、心ある方々においては、

その整理された後、リフト、あるいはいろんな建物が整理された後については、例えば樹木、あるいは花、いろんなことで協力を惜しまないという声があります。よって、現在進めていこうとしていますのは、林野庁、まず最初に責任の問題がありました、当面株主ということでもありますので、運営責任はありません。しかし、出資したお金、出資金がありますが、これは倒産となった場合は会社と運命を共にすることになりますので、地方財政法上も倒産に至った場合は仕方がないという扱いになります。そして、その会社が整理するに当たって今いろんな問題があります。問題は、債権がどこがお持ちで、どういったことがあるのか。あるいは裁判がないのかどうか。あるいは複数いるのか、総額は幾らなのか、いろんな問題があって今林野庁、白河営林局、あるいは前橋の営林局と連携して、今、法務省の方に林野庁、農林省の上位団体である法務省の方で法的にどうかということも今お願いしてあるところでもあります。その後、やっぱり商法上の整理がどううまくつくかに今力点いきますので、それについて村として何かできるものがあればやっていきたいと思いますが、その場合、予算、あるいは議会のご意見を聞く場合があれば、議案、あるいは予算等で上がってきますが、今のところはあります。今のところは赤面山総合開発の中において整理をしていただく方向でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質問を続けます。

いろいろと村長から、現在のいきさつをお聞きしました。話によると、現在裁判中だということでもありますけれども、普通、倒産すると管財人が入って整理に入ってくるわけです。そして、あらゆるものが整理されていくわけなんです、裁判中といってもどんな裁判なのかはちょっと分かりませんが、結果を見ながらやっていくんだということに理解をいたしました。赤面山観光協会が完全に林野庁と離れたとして、村長の方からお花畑もいいだろうという、私も同意の気持ちを持ちながらいるわけがあります。ただ、相手がいることでありますからなかなか大変であると思いますが、完全にさら地になった場合、西郷村は林野庁からお借りできるのかどうかを更にお聞きしたいなど、そのように思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 商法上の問題がクリアして、現地に構築物等が整理されたあかつきにおいては、これは所在地である西郷村と利活用については共同、あるいはお互いに協力しながら、何らかの形で生かしていく方策あれば、それに相談には乗るというふうに林野庁は申しております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 村長に責任のある赤面山観光協会ではないということで大変安心しているとともに、早く解決してもらって、村でお借りして誘客ができればいいなど、そのように私は深く思っております。先ほどから雇用の問題で大変お話が出て、質問の中で話が出てきております。国も騒いでおります。そういう中で、村が観光に生かすために、私の所見なんです、私の観点から話するんですが、西郷村という

ころは観光ではなかなか生きられない村だなと私は思っております。それは昔から残された遺産がない。神社もない、お寺もない、それこそ殿様がいたわけでない、白河の奥座敷の甲子高原があるだけであって何もないと。しからば考えてみたら、じゃ、北海道に神社がありますか、北海道にお城がありますか、でも北海道には各国からお客さんが来ております。というのはなぜでしょう。世界にない、東南アジアにもない、その広大な自然と、そして広大な面積が私は魅力なのかなと。ただ、お花をいっぱい植えただけで、台湾からもお客来る、韓国からも来る、それこそあらゆる面の国からお客さんが来ているのは、私が研修に行ったときに身をもって感じました。西郷村は観光に生きるためには、日本でもない水に恵まれて、そして川の多いこの西郷村をキャッチアップしながら、そして赤面山に北海道に似たお花畑が出来たら、きっと誘客できるのかなと。そして、地域のショッピングも発展するのかなと私は思うわけがあります。ただただ観光が盛んになって来ていただいたから有り難いんでなくて、その観光のための効果が現れるための観光地づくりに村長は目指していくべきかな。歴史では白河には負けます。残された遺産では白河に負けます。ですが、広大な面積と広大な緑は白河市にない、それこそ立派な自然を持っているのを今原点に帰って考えていかないとまずいのではないかなと、そういう意味で私は、早くこの地が原状に復旧して、そして雇用の場にもなると。例えば職員が辞めたら、好きな人はあそこで働くことができたらいいでしょう、花をいじくればいいでしょうと、特定の人だけが特定の施設に行くから天下りと称されて、村民から裏目で見られるということもあるんです。村民と一緒に、それこそ何歳になっても職種とは違う仕事ができる職種を職員と村民と一緒に働ける場を目指しながら観光に生きれば、最高の地点になるのではないかと、そのように思いますが、いかがでしょう。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 具体的にお花の提言がありました。私も、他の人も言っている人います。ちょうど場所的に例えば富良野の富岡ファームとか、あるいは近くは白河フラワーワールドの那須版とか、今のルピナスとか、あの話、花の配列を見ますと、実は北海道も同じようなところがあって、人が本当にそこに行きます。良い名前がついていますね。恋人の聖地とか、いろんなところがついて誠にメルヘンチックといえますか、そういうところを多分人は癒しの場所として求めていくんだらうと思います。では、あの場所はどうか。標高900から1,000いくつ、第2リフトの上からは、ちょうど猪苗代湖と磐梯山が見えます。そして、郡山、須賀川、白川、黒磯まで市街地がずうっと見えます。やはりロケーションと、それから見晴らし、あるいは土壌はどうか分かりませんが、今1か所、第1リフトと第2リフトの中間点、あそこで土砂崩れ、35ミリぐらい降りますと土砂が流れます。あそこにU字溝入ってますね。そういうところを整備していきますと、今言われたところも可能ではないかという人がいます。ネズミモチとか土留めのための木を植えたりという話もありますが、やっぱりブナ林の中にポコッと三浦雄一郎さんが設計したあの国設スキー場があったということをもっと使うとするならば、相当良い所になるだらうと。昨日、一部申し上げま

した。今、新たな動きは御用邸の一部開放、500ヘクタールであります。第1のビジターセンターは、殺生石から甲子に向かって最初のカーブのところに来ます。もう一つは、体験の施設が来ますが、マウントジーンズのすぐ先です。赤面から近いところにそれが設置されること決まりましたので、いわば那須甲子道路自体がこのルートになる可能性がある。今日また新聞に出ていました。スリーデーウォークが東京の秋川溪谷周辺で開かれたし、今やこのウォーキングは花を求めて、あるいは景観を求めて、そして足腰を丈夫にするということで足を伸ばしております。昨日、観光の関係でもお話し申し上げましたが、その中に重要なものは花ということもあります。心して承っているいろんな意味の会議で申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 大変、村長の方から夢のある話を聞かせていただいて、私も安心しております。昨今、有料道路が土曜日、日曜日は1,000円でどこまでも行けると。一部は無料化になったということで、この地は大変苦慮する地であるのではないかなど、そのように思っております。御用邸の跡地が変わってくる。三菱製紙でなんか変わってくる。変わってもほかと同じような観光で考えていったんでは、もう誘客してもお客さんは、ほぼ来ないのではないかと。見る観光でお金を使わないで、ただただ通りすがって見ていくという感じではないかな、そのようにも思っております。ですから、観光については大変難しい話であって、この場で済む問題ではないと思います。じゃ、どうしているかという、やっぱり経済力の進んできているタイ、そして中国、台湾、韓国の誘客を進める、来れる、お客さんの誘客ができるような観光にしていけない限りは、ただただ白河インターも通りすがりで終わってしまうのではないかなど私は思っております。通りすがっても雇用の場として何かできればそれで済むのかなどと思いますが、やはり利益追求もありますので、その辺も把握しながら、それよりも早くあの地を解決してもらえる方法を現に願っているわけであります。確かに、あの地は高さが高く、海拔が高く、この辺にある花が無理かなという点もありますが、ツツジでもいいでしょうし、それこそヤシオツツジで愛子様の白ヤシオでも生えれば、それこそ愛子様のシロヤシオで売り出せるのではないかなど。何か良い文殊の知恵があれば本当に観光地として発展していくのではないかなど、そのように思っております。ただただ那須町の方々が言うのには、数年前に私はこう言われました。西郷村は企業があるからいいないと、企業からの税収で本当にいいないと、じゃ現地生産はどうなんですかと、米はどうなんですか、畑はどうなんですか、牛はどうなんですか、豚はどうなんですか、鶏はどうなんですか、生産能力あるんですか、私は言われました。でも、こんな状態になるわけではありませんから、いや新幹線もあるし白河のインターもあるし、いろんな面でほかよりは優れていると自慢しましたが、今言われたことがつくづく身にしみております。そういうのが今の現状なのかなど、そのようにも思っております。会社の方々はこう言っています。リーマンショック、ギリシャ、次もう一回波が来るぞと、もう一回波が来たら、恐らく会社は西郷村にはいないし、恐らく日本からも空洞化になるのではないかと。ですから、大変な時代な

のかなと思う中で村長にお伺いしているのは、向こうがだめならこっちという生産力の付けられる、例えば会社がだめだったら観光で食っていくんだと、なんとか誘客していくんだというくらいの建前でいかないと、これからは難しいのかなと思うので、私の一方的な質問で次の質問に入りたいと思います。

次の質問なんですが、村施設の空調設備についてということで、村庁舎、改善センター、幼稚園、児童館、文化センターなど、私としては空調設備を整えるべきと思うが、現在の状況と今後について質すということで質問が入っております。順序よく質問を続けさせていただきますが、村庁舎内はどうなんだというと、一部空調設備というかクーラーというか、そういうものが入っております。なぜ、いっぺんにやらないのか村長にお伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 順次といいますか、全体的な予算付けといいますか、そういったこともありまして、順次やっていこうという体制でおりまして、本当は一挙にやりたいところはやまやまなんです、少し時間かかって申し訳ないと思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 9番議員が、もうちょっと質問を続けてくれれば私簡単に済んじゃうんですが、しつこいようですが、再度質問させていただきます。

私、素人なんですが、一度にやった方が工事の段階で安く済むのかなと思うんですよ。ですから村長、思い切って一度にやっちゃった方がいいのかなと思うんです。メディアによると100年来の暑さだということで、日に日に私も暑さを感じておりました。そういう中で西郷村には直接エアコンに影響ないとしても、ハイテク産業があって、その庁舎はハイテク産業が活かされたものが、最近は所々にテレビが入ってきているようですが、何もないんですね。デスクにはありますけれども。そういう意味で、やるときは一辺にやった方がいいと思うんですが、庁内はいっぺんにやった方がいいと思うんですが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） はい、お説承りました。私は、今まではエアコンは要らないと思っておりました。さわやか高原公園都市、420メートルの場所に今建ってますので、ところが今年の暑さで少し考え変えなければならんと実は思ったところがございます。これまでバラバラに入れてきましたのは、企画調整課のサーバーは、あれは温度が上がると調子狂っちゃいますので、あれは自動的に入れなければならない。そういったことでやってきまして、保健センターの診察室ありますね、ドクタールーム、あそこは最初から入っています。ただ、実は問題は学校が入っていないのであります。東京都もこの前テレビで出ましたですね。音楽室だけがいいので、国語の時間はローテーションで各学年が1時間ずつ勉強する。要するに東京も実は学校は昔、方丈記の鴨長明にあるように、人間はやっぱり敷居を、花鳥風月を友として、その方が人間的にいいだろうと、そして日本は湿気と暑さ対策のために日本家屋は設計されている。ところがだんだんエアコンができてきまして、ヨーロッパ型の石の機密性の高い、コント

ロールできる方になってきた。もちろんその方が人間として快適であるからであります。それをずうっとどうするかと考えてきましたが、やっぱり今年はちょっと異常でございました。よって、お説ありましたとおり、まあ、いろいろありますけれども、考えを変えてエアコンを設置しないとまずいのかなという考えに少し頭を切り換えてきたところでございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） いろいろと庁内のエアコンから学校の話も出ました。学校は西二中を除いて小学校5校、中学校3校のうちの西二中だけが入っているという状態でありまして、学校は夏休みあるから大丈夫かなという感じもしております。なにせ別角度から西郷村に入ってきた方々が庁舎に来ると、なんかエアコンも入っていないですぬという話もありまして、それも100年来の暑さだったからかなと、そのようにも思っております。前村長は、こう言いました。8・27あったときに100年来の災害だと、でも災害は忘れた頃にやってくるんじゃないかとすぐやってくると、言ったとおりだなと。西郷村には8・27からは大きな災害は来ていませんが、日本全国見ますと西郷に負けない災害がたくさんきているという観点の下で認識しております。そういう中で100年来の暑さだと、じゃ来年はどうなんだというときに、なんか平均が3度ぐらいずつ上がっていくんだという中では、やはり快適な職場で、そして快適な仕事ができる方向ということで望んでいきたいなど、そのように思います。

次なんです、改善センターはすべて入っているということで安心しております。幼稚園、児童館なんです、幼稚園もしかりなんです、あれ屋根が低く見えるんですぬ。天井が低いということは暑さが反映するのではないかなという観点であります。更に付け加えて話しますと、みずほ保育園はすべてエアコンが入っているということなんです。そういうところから深く話しますと、同じ授業料と言うんですか、同じ料金を取って、一方の施設にはエアコンが入っていると。まきばも一部入っているという中で、同じ料金払ってエアコンのない暑いところにいるのもいささかおかしいのではないかなと、そういう観点であえて入れました。

児童館なんです、大変定数以上の生徒が入っているそうであります。これもいささか考えなくてはなんないなと思うんですが、村長のご意見をお伺いしたいと思いません。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 体力ということで、やっぱり暑さに一番敏感といいますか、影響を受ける人は仰せのとおり子どもとご高齢の方となりますので、順番とすれば本当にそういった方向からやるべきだというふうに思っているところであります。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 村長も納得しちゃっているところに、まだしつこく質問を続けるのもいかなものかなと思うんですが、順番考えないで、村長、思い切って全部買っちゃった方が安いのかなと思うんですが、私も業者でないですから工事費を考えた場合には一括でたいてやった方が安いのかなと思うんですが、どうなんでしょうね。

村長も分からないでしょうから、その辺も検討に入れて考えていただきたいなと思います。

一番問題なのは文化センターですね。文化センターは、どっちかというところコンクリート詰めのような建物であります。そういう中で職員の方もいるし、公の方々が出入りしていると、図書館もあるという中で、大変これ空調設備入れるのには高額な金額がかかるかなと、そのようにも思っております。村長も昨今、文化センターで子どもたちの話を聞いていらっしゃったと思いますが、窓をガラッと開けて、さわやか高原西郷村にふさわしい主張大会だったのかなと思いますが、先人の長が残してくれた施設を手を加えるのも村長の仕事かなと思うので、その辺もご質問したいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最初に検討すべき課題として一括が安いのかどうなのかと、そっちのこともいろいろ頭に入れてやりたいと思います。

文化センター、お話のとおりこの前の少年の主張大会は、ちょうど始まって1時間で大雨降りました。あのときも開けっ放しにせざるを得なかった、暑かったからであります。やっぱり試算しますと3,000万とか5,000万とか、そういうデータがもう出てきております。よって、先ほど順次というふうに申し上げました。一括ではできません、多分。ということで文化センターも本当に今年みたいなことであれば、ちょっと年大きい人とか幼児は入れない方がいいときもありましたですね。夜はやっぱりちょっと身体を動かすときのやつ、集会ありましたが、あのときもちょっと大丈夫かどうか本当に心配したときもありました。いろいろ人が集まるところ、あるいは公共施設はもちろん照度の問題、あるいは空気の動きの問題、今言われた温度の問題も労働安全衛生法、いろんな意味で適用になりますので、調査をしながら順次暑さ対策をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 極力、私が言う以上に村長も暑さは感じていると思いますので、極力検討に入ってほしいなどお願いして、この件については終わりたいと思います。

お昼前、4分で終わるかどうかは分かりませんが、次に入りたいと思います。広報紙に広告の登載が考えられるが、メリット、デメリットをお伺いしたいということで入っております。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 広報紙に広告を登載する。前にもいろいろ議員さんからお話あって検討するということをお願いしておりました。これまでいろいろデータ集めておりますので、まずメリットであります。要するに収入がある。2番目、身近の広告にある情報も得られる。3番目、広告としての価値も認められる。掲載する方ですね。そういったことがあります。デメリット、本来広報紙に広告を載つけるのはいかなものかという最初の入口論があります。2番目、公共性を担保できるのか。3番目、広報を媒体としての紙面がそれで増えてしまうのではないか。要するに狭められて、その分ページ数が増えていく可能性がある。4番目、くじ引きとか多い場合の対応は大丈

夫か。競争の原理がそこで働くといえますか、掲載に大いに競争率上がった場合は不満が出てこないか、いろんなメリット、デメリットがあるというふうに思っております。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後1時まで休憩いたします。

（ 正 午 ）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

15番大石雪雄君の再質問を許します。15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 村長の方から、西郷広報、西郷だよりについて答弁をいただきました。その中で、メリットとデメリットについて繊細に答弁をいただいたんですが、メリットの数よりデメリットの方が答弁の中で多かったのかなど、そのようにも思っております。メリット、デメリットに入る前に、この管内で私の質問の内容と同じような広告を入れた広報紙を発刊している市、村があったら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 周辺で広報に広告を掲載しているかどうかの調査については、まずお隣の白河市、矢吹町、泉崎、白河は57年から、矢吹町は平成19年から、泉崎は今年からということを用意しています。お隣のまた下郷町も一部やっている。鏡石町、二本松市というところがやっている状況であります。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 答弁の中で、白河市は大変早くから広報紙に広告を載っているという答弁をいただきました。更に矢吹町、泉崎、下郷町と白河市、西白河管内はじめに隣の下郷もやっているということですが、どんなことが一番ネックで西郷村も何名かの前の議員さんはじめ質問が出ていたという観点の中で、その件を進められなかったのか質問したいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） なぜしなかったのかということでございまして、さっきのメリット、デメリットをずうっといろいろ比較考慮してきたということでもあります。具体的には、要綱を調べてみたりいろいろやる準備はしていましたが、年間白河では500万円ぐらい収入があります。そういうことから、では全ページにするかとか、あるいは下郷町みたいにお知らせのページのみに掲載とか、いろいろやり方があります。問題は、広報という行政の課題といえますか、目標をそれによってどの程度影響といえますかね、デメリットの部分であるかというふうになりますので、その辺が比較をしてきた一番の力点に置いていたところでもあります。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。



○15番（大石雪雄君） 答弁の中でメリットの部分も大いにあるだろうと、金額的にも示されたようですが、また、ほかの市に対しての金額が示されたようではありますが、それではデメリットを解決していかなくてはならないと。広報紙としての価値観というんですかね、そういうものを考えたときに、どうなんだろうかなという心配な節もあると、私も同感でもあります。ただ、昨今、その最小の経費で最大の効果を生むという行政の目的も考慮しますと、利用できるものは大いに利用した方がいいんじゃないかというのが私の考えでもあります。この中に、大変デメリットの中には行政の中立性、公共性、更には広報紙の紙面の減少とか、希望が多い場合には調整しなきゃならないとか、あらゆる面でデメリットで村長の方から答弁あったわけではありますが、一つの私の考えとしては、条例化まではしなくとも、ある程度その広報紙にあたっての制約をうたったものを作って、そして、その広告を希望する人にあたっての、こういうもので制約しているものですかという目印があればいいのかなと思うんですが、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 仰せのとおり、やる場合には注意すべき点があります。まず、最初の入口ですね。じゃまにならないように、あるいは全体として品格体裁等がうまくいきますように、逆にいいますと、やっぱりカラーページにどう使うとか、いろいろな問題があります。各町村見ますと、要綱実施という形を取っておりまして、その中の問題は、載せないものを決める必要があります。いろいろ聞きますと、風俗営業法に登録したものについてはちょっと遠慮していただくのではないとか、そういった配慮がありまして、全体として、やっぱり行政広報をうまく分かりやすくする。もう一つは、民間の先ほど情報も入るのではないかということもありましたので、そういったことも絡めばいいというふうになるわけであります。一番の問題は、横浜の中田市長が野球場に広告を導入して話題をさらった。あの考えと多分同じになるだろうと。要するに、もったいないところはうまく使って、そして雑入であろうとも収入を稼ぐべきではないかといった努力を発想的にやっぱりすることが必要だということですので、今の部分が解決できればできるのかなという気もいたしますので、もう少し検討して前向きにやっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質問を続けていきたいと思うんですが、載せる段階はやぶさかでないという答弁かなと私なりに理解しております。今度は、広告をもらってくる方ですね。というのは、どうなんですかね、やっぱり職員がやるようになるんですかね、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 実は、私は白河で広報担当でこれをやっていたんです。どういふふうにしたかといいますと、最初に、やっぱり今のとおり十分な議論が議会でもありました。その中にもやっぱり体裁といいますかね、質を変なふうにならないように注意してもらいたい。問題はというふうになりますと、今の部分あります。本当に掲載

してくれるのかどうかという問題がありましたが、最初にやっぱり、こういう形態で広告をこの際やることにしましたという広報をまず出します。そのときに場所、それから大きさ、1ページの下全面、あるいは二分割、あるいは期間をやりませ、1年、通年、6か月、3か月、それに料金を決めて、そして2回ぐらい広報しましたですかね。やって、あれは4月から年度会計上ありますので、それに間に合うような受け付け等やって、逆にお願いしにいったということは今のところ記憶になかった。要するにいっぱい来たという記憶が今あります。こちらからお願いするということは、PR、広報に載せて、やり方は募集という形でしましたが、行ったという経験は今のところないというふうに記憶しております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 最後の質問になるかと思ひます。

村長は経験は宝なりということで、是非、企画の課長にでもなつたつもりで、その件については大いに研さんしていただきたいなど、そのように思ひます。ただ、その中で57年ですか、白河は57年にやられたということですが、昨今そうですね、某新聞社あたりと話すると、広告の掲載が本当に少ないんだという話もあります。ですから、私の考へている筋と世論はもっと大変なのかなと思ひますが、最大の効果を生めるように、そして、より一層その広報紙がみんなにふれ合へるような広報紙を載せていただけるようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第11、5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

◇5番 金田裕二君

1. 当村における帰化動植物（外来）の繁殖、繁茂について

○5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。通告順に従い一般質問させていただきます。

今年の異常気象は、春先の大雪から夏の猛暑と日本中が、いきなり地球温暖化に突入したかのような新記録の更新であります。国内ばかりでなく、集中豪雨は中国やパキスタンなど、人的被害も莫大であります。一方、ロシアでは大干ばつで小麦の不作により輸出禁止など、世界経済に大きな影響を与えております。このような異常気象に自然界でも多種多様の影響が出始め、秋の味覚であるサンマが海水温の関係で南下しない。入港予定の港では、運送会社、製氷会社、水産加工業者も開店休業の状況で、地域経済に大きく影響しております。農業面では、異常高温により野菜の出荷減少や米の品質にも多少影響しておりますが、収量予測では豊作であります。今、米価の下落が心配され、今年から実施される米の戸別所得補償が注目を浴びるところであります。関係ない話のように聞こえたかもしれませんが、環境問題として関連しておりますので申し上げます。

さて、質問の当村における外来の帰化動植物についてであります。温暖化による気象条件によっては更に繁殖や繁茂したり、在来種が絶滅の危惧にあたり、環境に適応したものが生き延びるのでありますでしょうか。写真じゃなくて現物を、今のは昨日、畑から取ってきた雑草は、名前をスベリヒユというんですね。これはインドが原産で帰化植物であるんですが、最近3年くらい前から急速に増え始めまして、今年のような猛暑を好んでどんどん成長します。大体草丈が30センチくらいまで大きく伸びております。植物については後で申し上げますが、まず質問の1点目、当村における外来帰化植物、帰化動物の生息状況について、ほ乳類、は虫類、両生類、鳥類、昆虫類、魚類いろいろ種類があるわけなんです。分かれば帰化した年代と生息地域での繁殖状況、繁殖数、また、いつ頃、どの部署で調査をされたのかも併せてお聞きしたいと思っております。分かる範囲でお願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番金田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、帰化植物について、その調査と、それから何が何種類ぐらいというお話がございました。ちょっと専門的な部分がありますので、調べたそのまま報告します。帰化動植物とは、海外から人間によって持ち込まれ、やがて野生化し、自然増殖を始めた外来の動植物をいいますが、その中でも生態系との影響を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものとして現在、動物、植物合わせ97種類が特定外来生物として環境省より指定をされているところでございます。これら外来生物の数は国内至るところで増えており、生態系をはじめ人間社会に及ぼす影響が危惧されておるところでございます。当村におけるこれら特定外来生物を含む外来帰化動植物についての生息状況及び被害状況等につきましては、調査を行っておりませんので正確な数字等は把握できませんが、平成19年度に福島県が行ったアンケート等調査結果によれば、県内で18種類の特定外来生物が確認されたとの報告がございました。ほ乳類は4種類、鳥類、

は虫類、両生両生類がそれぞれ1種類、魚類が4種類、甲殻類、昆虫類が共に1種類、植物が5種類の18種類が確認されました。西郷村においても、アメリカミンク、ウシガエル、植物ではオオハンゴソウが調査時点で生息が確認されております。特定外来生物は現在97種類であります、国内の外来生物は2,000種類と言われており、村内においても多くの外来生物が生息しているものと思われる、という状況でございます。

- 議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君の再質問を許します。
- 5番（金田裕二君） 村長の答弁によりますと、村独自の調査は今までされたことがないようであります。平成19年に県が実施したということであります、平成17年の6月より施行されております環境省自然環境局管轄の外来生物による生態系と被害の防止に関わる法律、いわゆる外来生物法によって指定された特定外来生物の97種類、そのほかに地域での生態系、自然環境への影響や被害の出ている動物、魚類等は特に調査してもらいたいと思うわけですが、この場合の調査の担当部署はどこになるのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。被害じゃないです。調査の担当部署、所轄部署は、西郷村で調査をする場合の担当は、どちらが担当するようになるのでしょうか。
- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 県は生活環境部ということで、生活にどう影響があるかということを中心に考えているようであります。私が、農政課でないかと今思いましたのは、具体的に生態系、あるいは動植物に産業としての農業に影響するとするならば、これはやっぱり病虫害駆除の対象になるのではないかというふうに思って、そう思ったんですが、実は、もう少し範囲は広いようでありまして、村でやる場合はといった場合は住民生活課とか、あるいは農政課とか、合同の対応になるのかなという気がいたします。
- 議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。
- 5番（金田裕二君） 県の方は専門の環境部門がありますが、村の方ではそういった部分も最近また立ち上がったんですが、いずれにしろ、関連する所轄団体の部署でやっていただくようになるのかと思っております。当村でも魚類についてはオオクチバス、コクチバス等の外来魚は、いつの間にかだれが運んだのか分かりませんが、人がいう話だと、なんか漁業関係の人が運んだかという話もありますけれども、河川や湖沼に、そういった外来魚を放流したり、県外では熱帯魚のアマゾンにいるようなアロワナという魚やピラニアが放されて、肉食のピラニアが放されたり、は虫類のワニや大変危険なカミツキガメなどが、ペットとして飼っていたのが放流されたり、小鳥類なんかも放されたり、いろいろ有害、無害含めてあちこちで生息が確認されております。マスコミでもそういった放送がされたのをご覧になったことがあると思っております。これらの在来種への影響は、被害対策も含めてそういった被害対策についての担当部署というのは、もう一回お聞きします。どちらが担当になるのでしょうか。
- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいまお話のとおり、テレビでも見ました。

U字溝の中にワニがいたりいろんなことがあって、一番は本当にペットとして飼うものがいつの間にか大きくなったりといったことがあって、猫、犬も同じですよ。いってみれば、自分では当初の計画を超えてしまった、大きくなってしまったりと、あるいは子どもを産んで多くなったりとか、なかなかいっぱいあって、その場合はという正当な処理の仕方が途中で遮断された場合は同じくなるわけです。どこが対応するかとなると、苦情相談ですから住民生活課とかいうふうになると思いますが、なかなか被害というのは産業に関わるものであったら農業関係で農政課だったり、それぞれ県のように一発で対応することができませんので、総合的に相談して決めるようになるだろうというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 魚類でいいますと、村内で特定外来魚、いわゆるバス類、ブラックバスと普通言われておりますが、釣り大会とか、そういったイベントなんかでよく使用されるケースがあるんですが、西郷でもそういった釣り大会なんかが開かれるのをお聞きします。そういった場合に、そういったものを外来魚を使ったりしているという情報はありますか、ちょっと聞いてみたいと思います。そして、よく、そういった釣ったものをキャッチアンドリリースということで、また放したりしてないかどうかも分かればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ブラックバスが、いつの間にか入り込んで、そして沼の中で実はわがもの顔にということで、大会は分かりませんが、ブラックバスを個人的に釣って、そのまま置いてくる人いっぱいいますね。大会としてやっているのは、ちょっと今のところ分かりません。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） そういった、そこでこの近辺ですと、最近私の方の近くの堀川ダムにもかなりのバスがいるという話も聞いています。うちの追原ダムですか、そっちはあまり聞かないんですけども、多分いるのかどうか分かりませんが、そういった赤坂ダムとか、そういった時々抜いたりするところには、そうは少ないそうですね。どうしても繁殖するのに、水を抜くと言うことは有効な手立てなのかなというふうにも思っていますけれども、いずれにしろ、そういった湖沼とか河川に放流するということは、どんどん増殖させますので、それは地方自治体によっては一切そういった釣ったものを再放流ですね、リリースをすることは禁止するというような、独自に条例化しているところもありますので、我が村でも、そういった取ったら、取るのはいいです、逆に取ったものに対して褒美をくれている自治体もあります。取ったら絶対放してはならないという条例化をすべきと思っているんですが、どうでしょうか、そんな禁止条例案は。村長、お答えください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1匹取って幾らということが、かつてありました。それは公衆衛

生がまだ戦後でなかなか衛生上よくない。水の関係、あるいはネズミの関係ですね、ありましたが、それは時代の終息がやっぱり衛生上良くなったことと同時に消えてしまったわけでありまして。今般今の魚によってといった場合は、これ被害が甚大で産業として成り立たないようなものであれば、当然ここで条例として出す必要、あるいは法律上なる可能性があります、今のところ、どういうふうに対応しようかということ、をいろいろ研究というか、その計画を練っているというふうにも聞いております。一つは、外来の生物体系が、生物が強いというのは、もちろんその繁殖力とか、あるいは土地の適合性とか環境上合うということになりますので、合うということは逆にいうと、その成長、あるいは強さの問題は今度は成長ホルモンとか、非常にバイオテクノロジーに有効だという話もあります。ただ、それが善より悪の方が大きかった場合は淘汰されるべきものであるということと、あるいはこれが人間の生活にとってあまり関係ないのであれば、かつて地球ができた時代から自然淘汰は進んできて、そしてということもありますので、どこでストップの手立てを講じるかというのは多分善と悪、被害と効果の分岐点が多分あるだろうと思っております、もう少し計画とか対応状況、県やっているそうでありますので、一緒に勉強していく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま村で条例化して禁止してはいかがかという話をしたのは、確かに強いものは生き延びるんですね。それに伴って、在来魚、例えばそういった湖沼に例えば今の堀川ダムに放した場合、そこに従来から生息していたヤマメなりイワナなり、そういった稚魚がすべて食われちゃうんですね。生態系がもちろん崩れることになりまして、西郷村の溪流の、自然豊かなのを求めて魚釣りも、それも観光の一部であるし、そういったものをお客さんに対しては、なんだ、行ったらイワナも何も何もなくブラックバスしかいなかったなんていうような話では、ちょっと村としては対応がまずいんじゃないかなと。そういった生態系は崩すべきでないというふうな観点から、そういったものを検討していただきたいと思っております。

それでは、質問の次の3点目に移りたいと思います。外来動物の中で、農作物を荒らして被害が出ているケースがあります。代表的なのは、外来動物の中ではハクビシン、ほかにアライグマ、それからアメリカミンク、前にも質問させていただきましたけれども、ミンクは長坂橋近辺あたりで見受けられて、県のニュースを見ますと、今年の9月6日だか7日付で23匹だか24匹をミンク捕獲したというニュースが県のホームページに書いてありましたけれども、そんなものがたくさんあります。先般、ある農家の方から、こんな話を聞きました。ちょっと前の話なんです、野犬が牛舎を荒らすので保健所に依頼したそうです。保健所では檻を仕掛けてくれたんですが、その檻にはなんと入ったのが見かけない動物が入っていたので保健所に来て見てもらったら、それは今話題のハクビシンだったんだそうです。ところが保健所の職員が、いや、犬とか猫は私の担当なんだけれども、ハクビシンは担当外だからってその場で放したんだそうです。いやいや私もその話を聞いてあ然としました。その頼んだ人も、

びっくりしたそうです。村長、今の話聞いてどう思われます。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 多分、対応の仕方が多分、県の職員ですね、ちゃんと理解されていなかったのかなという気がいたします。やっぱりいろいろ動物が増えるのもそれは構いませんが、問題は病気を持ってきたり、あるいは今の生態形成、そういったことがあって、さっき長坂の話、あれテレビでやっていましたですね。私も行って聞いたときは、テレビで今年ですね、放映されたのは。去年、実は調査して見に行ってきました。真っ黒くて小さいですね、あれね。ところが、すばしっこいし非常に凶暴だということで、なんとかこれを捕獲して駆除しようという方向性は出されたそうありますが、実はハクビシンは私も写真でしか見たことありません。ハクビですから白い鼻になっていて狸みたいなものですね。ただ、よく今の件も対応部署、あるいは情報として広報とか何かに流さないとなかなか理解と対応はできないのかというふうに思いますので、良くその辺は調べてみたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 今の話のハクビシンは、村内一円にずいぶんと、どのぐらい個体数としているのか分かりませんが、かなり増えているようでございます。先般、一般質問でこういったハクビシンやイノシシ、それからカワウ、そういった有害鳥獣の駆除についてお聞きしましたけれども、今年も昨年以上に繁殖した、そういったイノシシ、ハクビシン等が田畑を我が家のようにかけずり回っております。その後の経過や対策について関連で質問いたします。また、県は現在イノシシ保護管理計画というふうなのを条例化しようということで今、進めているわけなんですね。それについても当村の実施計画の策定についてどんなふうな考えでいられるか、そちらも併せてお願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話のように、県は今、保護管理計画を樹立中であるということを知っておりまして、それに伴う町村、市町村のアンケート、いろんな意見を出してくださいという状況ということでございますので、それと併せて全体といろいろやりとりをして対策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） イノシシは前にも述べましたけれども、1年に大体5～6頭ぐらい産むんでしょうかね。年に1回産むというのあれば、2回産むのもあるそうですけれども、いずれにしろ相当の個体が年々増えるのは間違いありません。以前は福島県でも阿武隈山地にはたくさんいたけれども、阿武隈川の西側を境にして熊とイノシシは大体棲み分けができていたのが、協定が破られたのかどうか、一説には温暖化の影響で雪が降らなくなったと、それだけ。それで冬場も活動できるのでだんだん入ってきたんじゃないかという説もあるようですけれども、いずれにしろ実際荒らされております。現在も真名子、虫笠、上羽太、鶴生、高助、今年は追原、昨年、今度は追原まで来るなと思ったら、もう既に来ました。もう田畑をかき混ぜております。そう

いった被害が年々拡大しますので、個体調査よりももう早く捕まえてもらわないとという農家の方の必死の意見でございます。そういったことで、荒らされた田んぼを見て、ああ困った、困ったでも結論が出ません。根気強く、そういった同じ悩みを持つ自治体と連携して頑張っていたいただければと思っております。

次に、いよいよ動物を終わらまして、今度は植物の話、外来帰化植物の話に移らせていただきます。冒頭にお見せしましたスベリヒユという植物、これはうちの畑から今朝取ろうと思ったら、昨日、実際夕方取って、半分ゆでて和え物にして食べてみたんですよ。そしたら、なんとなんと味が美味でおいしかったです。酒のつまみに。食えるもんだなと思って、いろいろ調べたら毒とは書いてないですよ。昔、食用にしたという、いろんな文献を見たら書いてあるんですね。野菜として直売所に出荷するとか、売れるかどうか分からないけれども、やたらその辺にいっぱい生えていますんで。そんなサボテン科のような葉っぱも肉厚なんですね。丈夫なんです、とにかく。パッと抜けるんです、簡単に。パッと、その辺に畑に置いておいても、がらがら日が照っていても、1日、日が照っている所に置いてもなかなか干からびないんですね。ちょっとして雨なんか降ったら、もう、すぐ根っこ付いちゃいます。トラクターなんかでかき混ぜてうなっちゃうと、分断されると、そこからまたみんな根が増えちゃって、どンドンどンドン増えちゃうんですね。手の付けられない、今、困った、そういった植物に私は思っております。そういった適応力を持った地球温暖化の今、ますます勢力を伸ばすなと思っておりますけれども、皆さんもたまに食べてみるのもいいかなど思っているんですが、どこの畑にも多分あるんじゃないかと思えます。

さて、外来の帰化植物がすべて悪いわけではないんですね。身近にある野菜類のキュウリやトマト、ナス、ジャガイモ、大体今栽培されているカボチャ、スイカ、インゲン、ソバもそうですけれども、ほとんど外国から意図的に食料として持ってこられたものですね。ですから、古来の日本の野菜というのは何だろうかというぐらい、すべて帰化植物であります。好まれな特定外来生物に指定されている植物の代表格は、花粉の飛散によって健康障害が生じると言われているセイタカアワダチソウ、最近はちょっと昔ほど勢いがなくなっているような気がしますが、それから、さつきも調査の中で出てきたというオオハンゴンソウ、オオハンゴンソウって、そういう名前ですとピンとこないですね。その辺、土手とか田んぼの土手あたりにもあるし、河原にも黄色い花が咲いて背丈がこのぐらいまで伸びる、そうですね、そういう草です。一方、田んぼ、田畑では、よくトゲが2つに分かれてズボンなんかに行く、私らの方ではバカッチョというやつ。正式名はアメリカセンダングサというんですね。あと、今までの特定なんですね。特定になってないけれども、ツル性のカナモグラという、葉っぱは5つになっていて、そのツルがトゲがあつてやたら草刈ってもなんでもひっからまって、トゲがあるものですから嫌な、そういったツル性の植物とか、そのほかに除草剤も年々こういった対応力のある品種が増えて、農業者を経済的にも労力的にも苦しめているのが現状であります。いずれにしろ、特定外来生物や要注意外来生物のリストに含まれなくても、地域によっては環境、景観、健康、農作物の栽



培管理にも被害をもたらす植物については、まず調査すべきだと思われませんが、村長、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員よく田んぼに出られるようで、それも和え物してみたらおいしかったという話、誠によく分かったところがありますが、食べられればいいですね。ただ、味が、あるいは市場性があればなおいいんですが、なかなかそうではないようでもあります。また、今のハンゴンソウも実は和名がハンゴンソウに似ているのでオオハンゴンソウと書いてありました。それはということがありますが、じゃまをする方が多いらしい。本当はこんなに成長力が強いのであれば、接ぎ木の台木にすればいいと思います、だれでも。今までの果樹の改良とか何かはすべては変わり枝に、いわゆるアルミノを探して、そこに接ぎ木をして突然変異を広げていくということによって品種改良してきましたですね。今の問題もそうはいかないようなので議員はなんとかせいということなんでしょうけれども、県では対策についての計画づくり始まったということをおっしゃっていますので、村もそれと一緒に、実はこれは国際的な問題であります。逆の立場の国際多様性何とかということもあるようでありまして、環境の維持については非常に有効、それから不用の峻別、あるいは地域性いろいろあって難しいようではありますが、福島県と一緒にやるのが一番いいのかなというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 外来の帰化植物については逆の場合もあります。例えば日本古来のツル性の植物にクズ、その辺にどこにでもありますクズ葉、そのクズはアメリカで帰化して今問題となっているんです。やたら増えちゃって、困ったものを日本から持ってきたという。それからオオイタドリ、イタドリというとスカンポに似た大きいものがありますね、北海道の方にもいっぱい生えているけれども、それがやっぱりヨーロッパでそれは帰化してやっぱり増えて困っているそうです。日本も外国にも迷惑かけているのがあるのかなというふうに思っておりますが、本題に入りまして、次の質問に入ります。

福島県では絶滅危惧種というのはネットデータブック福島という冊子にまとめまして1,024種を掲載していますが、外来の帰化植物によって生態系が崩れたり、在来種との交雑により遺伝子が攪拌され雑種ができたり、従来の品種が絶滅されないよう、村の調査結果によって有害不用の生物の駆除や雑草なんかをできればイベントとして、村の一斉清掃作業というのがありますが、それに似たような何かイベント化をして村民一丸として対策をする、実施するというようなのはどんなふうかなというふうに思っております。また、生態系の維持には何が一番大切なのか、しなければならぬことは何か、今までのまとめということで村長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 有害の植物をイベントとして駆除しようと、一つのイベントにな

るかもしれません。これは、セイタカアワダチソウが、かつて千葉県に上陸して、そして国道16号の沿線に日本で最初に広がりましたね。あのときのドキュメンタリー見ました。どこから来たか。あれは鹿児島島の志布志湾にアメリカからの穀物輸入と同時に一緒に入ってきたというふうに言うておりました。どう増えていったか。非常に繁殖力の強いものは種もいっぱい作ります。種が今度はトラックのタイヤの溝に入り込みます。あれであつという間に全国に広まったという追跡のドキュメンタリーがあったわけでありまして。よって、西郷村だけやってもだめです。これはイベントするならば全国を挙げて、あるいは車のタイヤが行かないところまでやらないと意味がありませんので、そういった意味で話を出すことは非常に有効ではないかということで、何かの機会には話してみたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 最後に1点申し上げます。

来月、10月11日から名古屋市でCOP10、生物多様性条約の締約国会議というのが開かれるそうです。193か国から約8,000名が集って、地球上に生きるすべての命を守るために会議が開催されます。地球上に生命が誕生して約40億年、この間、海、川、森、大地、あらゆる場所で実に多種多様な生命の営みが生まれて、進化と絶滅を繰り返し、現在明らかな生物が約175万種、今なお未知の生物も含めると約3,000万種にも及ぶと言われております。この多種多様な生物が、バランスよく生態系を保っていかなければなりません。我々人間は、地球上の生き物の一員として、あらゆる分野で自然の恵みを受け、衣食住から文化、芸術まで、経済産業すべて多種多様性の恩恵を受けているわけでございます。日本は議長国として、すばらしい日本の里山の生態系を紹介されると聞いております。2000年の京都議定書のような協議を願っております。

最後に、教育長に伺います。愛知県では今回のCOP10の開催に合わせて、子どもCOP10愛知・名古屋を開催し、国内から135人、海外から84人の子どもたちが参加して、生物多様性の保全をテーマにグループ討議を重ね、各代表が発表し、全体討議をして子どもたちからと提言としてCOP10の本会議で発表する予定と聞いております。我が西郷村でも、地球環境や生物の多様性等について多少の指導はあると思いますが、前段の外来生物の件も含めて教職員の研修、そして小中学生に対しての現況の生態系や人間も含めた共生、地球環境の保全等について指導するべきだと思いますが、教育長の考えをお伺いします。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 5番金田議員のご質問にお答えいたします。

実際のところ、私も先程来お話を聞いていますが、外来生物、あるいはその根底になっている外来生物法とかCOP10とかということについては、断片的な知識しかございませんので、適切な答えができるかどうかちょっと分かりませんが、教職員と子どものことでのご質問がありましたので、お話し申し上げたいと思います。学校で、じゃ、このことについて関連してどのような学習をしているのかということ

をまず最初に申し上げたいと思います。子どもたちは、今お話ありましたようなことについて小中学生ですので、詳しいことまでの学習はなされていません。ただ学習指導要領で、先程来申し上げている学習指導要領で学習、どのようなことをしているかというふうに申し上げますと、主に中学生になっての学習になります。植物の生活と種類というところで、身近な植物などについての観察実験、あるいは生物の調べ方の基礎を身につける、植物の身体づくりと働きを理解する、植物の生活と種類についての認識を深めるなど、こういう学習をしています。その中で、関わりのある分野を先生によっては少し詳しく学習したりしているというふうに思っています。また、同じく生物と環境ということに関わりまして、身近な自然環境について調べてさまざまな要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識するというので1年生から学習しているようであります。特に3年生になりまして、生物と環境についての学習の発展教材として、これは必ずやらなければならない教材ではなくて発展教材ということではありますが、そういう中におきましてお話ありましたような関連で、外国から持ち込まれました、いわゆる和製のタンポポ、それから外来のセイヨウタンポポなどについての学習、あるいはそのほか身の回りにどのような外来種の生物が見られるのかなどの学習を自由研究などを含めて発展教材で学習するというようになっていきます。このような学習をするからには、教師自身もこういうことに関心、興味を持って、日ごろの生活の中等を含めながら当然研修をしているというふうに思っていますし、今回お話をお聞きしましたことなども、また伝えてまいりたいなというふうに思っています。村の子どもたちは、このような深い学習まではできていないと思いますが、里山学習を各小学校で地域の方のご厚意によりまして、それぞれの場所をお借りしまして学習しているところでありまして、そういう中でもこのようなことに触れる機会があるかと思っています。あるいは環境についての学習したことの発表会を住民生活課の方で主催していただいていることもありまして、そういうようなことでのことなどもありますので、子どもたちも子どもたちなりに生物の多様性とかについては触れていく機会があるし、これからも作っていきたいと思っています。なお、COP10につきましては、これはなお一層ちょっと遠い距離に新聞など以外は今まであったかと思っています。そういうことにつきましても、こういうことのあることに関心を促すようなことは教育委員会としても何らかの機会に申し上げてみたいなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） これからも更に青少年に、子どもたちにも環境の大切さを指導していただきたいと思っております。

最後に、最後最後とさっきも最後だったんですけど、最後にもう1点追加。今朝の福島民友新聞によると、県は来年度から県立自然公園や県指定の自然環境保全地域の一部に本来は生息しない動植物を持ち込んで放すことを禁止する方針を決めたと、自然公園などの生物多様性を保全するのが目的で、罰則規定も設けるとの記載がありました。本日開会の県議会に自然環境保全条例の改正案を提出するというのでありま

す。西郷村は、自然環境保全地域はどこが指定されているのか、お聞きします。また、村独自の区域を設定して条例化をし、そんな方針があるかどうか村長に最後にお聞きして質問を終了したいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 県が新たな方策を打ち出す、誠にさっきのお話と合いますので、よく打ち合わせをしたいと思いますが、ただいまお話ですと、自然公園条例の中にと  
いうことで、持ち込み禁止を入れ込むという形になるんでしょうかね。多分、お話よくお伺いします。

一つは、自然公園法になりますと、自然公園の一番大きいものは国立公園であります。その次に県立自然公園、県が指定して県が管理するという自然公園があります。そういうことで、特定の保全すべき地域については特別そういった措置を取ろうという動きだろうと  
思っておりますので、内容をよく聞いて、その特定する地域が全般に及ぶ必要があれば今のように条例の可能性も出てきますが、やり方等につきまして、今の善であるか、あるいは有害となるものの影響度合いですね、いろんなことがある  
と思いますので、県とよく調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ちょっと新聞に載っていたので、ちょっと調べたんですが、村の自然環境保全地域というのは、西郷瀬の境界が村内では唯一指定されているようにお伺いしているんですが、そこだけじゃなくて、村内景観も含めてすべて環境が良いところがたくさんあるので、そういったところを村独自に、ここからこっちはだめだよ、  
放してはだめだよというふうな設定区域を村独自にやったらいかかということでございますので、県が今回、いずれにしろ条例が制定されると思いますので、それを踏まえた後村独自にも、そういった検討をしていただきたいことを願って質問を終了いたします。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君の一般質問は終わりました。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

続いて、通告第12、2番岩科弘純君の一般質問を許します。2番岩科弘純君。

◇ 2 番 岩科弘純君

1. 子宮頸がんワクチン助成について

○ 2 番（岩科弘純君） では、2 番、通告順に従って一般質問させていただきます。

一般質問の内容は、前回私が前回の議会の中で質問をさせていただいたサーバリックスという子宮頸がんのワクチンについての質問になります。前回、サーバリックスの効果については詳細を説明させていただきましたので、その部分については重複しますので割愛させていただきます。

まず、村長に質問します。前回、私の質問に対して村長は、この子宮頸がんワクチンの導入については、前向きな検討をするという回答をされたと思いますが、それはご記憶にありますか。

○ 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） あります。

○ 議長（高木信嘉君） 2 番岩科弘純君。

○ 2 番（岩科弘純君） この議場において、確かに私も村長から前向きな回答を得たのですが、その後、担当課長の方から私の質問内容についての回答書をいただきました。その回答書は、恐らく担当課長が作られて村長が目を通して、これを私のところに持っていけという指示で私のところに持ってこられたものだというふうに、おおよそ類推するのですが、それで間違いありませんか。

○ 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 失礼しました。2 番岩科議員の一般質問にお答えするというところから始まるべきでしたが、先ほどの、次はかなり専門的なものでございましたので、少し検討して、そして先生にお知らせしたというところでございます。

○ 議長（高木信嘉君） 2 番岩科弘純君。

○ 2 番（岩科弘純君） 私のところに担当課長の方から回答はいただいたのですが、実は私と同じような質問を3 番の南館かつえ議員、あるいは4 番の藤田節夫議員もこの子宮頸がんワクチンについて質問されていますが、この2 人の議員のところには回答書は、私のところにくださった回答書は渡してあるのでしょうか。

○ 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 議員さんにはお渡ししませんので、できればこの際課長から説明をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○ 議長（高木信嘉君） 2 番岩科弘純君。

○ 2 番（岩科弘純君） 本来であれば、ほとんど重複した内容の質問ですので、同じような質問をされた議員に対しては村の方のある種の方針、あるいは検討中であるということについて誠実に回答すべき義務が執行部にはあるというふうに私は考えているんですが、それについてはいかがでしょう。

○ 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 専門的に思っておりましたので、なかなか一般論ではというところがありましたので躊躇をしておりました。この際、課長から説明をさせていただき

たいと思います。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 前回の議会中に、ワクチンの効果等について先生の方からご質問ありましたので、一応村としての調べた範囲内でお返事を差し上げました。その部分について再度重複いたしますが、ご説明いたします。

一部のがんについては、ワクチンで予防できる時代と言われ始まった昨今ですが、今回日本国が承認使用されている子宮頸がん予防ワクチンは、イギリス製です。欧米や西洋諸国で使用しているワクチン、アメリカ製も含まれますが、がん原因の7割を占めると言われます発がん性ヒトパピロウイルスHPV 16型と18型に対しての感染予防に有効であり、現在100種類以上あるほかの発がん性ヒトパピロウイルス（不規則発言あり）岩科議員からワクチン効果と、ワクチン効果の持続性とサーバリックスの副反応について課長としてどういう見解を持っているかというお話をいただいたものですから、直接その部分についてご説明いたしました。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） ご回答いただきました内容に関しては、私と執行部だけがそのやりとりするものではないというふうに理解しましたので、実は回答いただきました内容について、6月中に僕なりに更にそれに対する回答は作ったのですが、あえてこの議会の中でもう一度分かりやすく回答してもらうために、ここで質問させていただくことにしました。一つずついきます。今度は少し内容が専門的になると思いますので、担当課長の答弁をお願いします。順番にいきます。いっぺんにやると、ごちゃごちゃになるから。1番目はワクチン効果についてです。このワクチンの効果は、私は前回の議会の中で、あるというふうに説明したつもりですが、それに対する回答をもう一度お願いします。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） ちょっと先ほど勘違いしまして説明した部分、また重複しますが、今回、日本国が承認使用されている子宮頸がん予防ワクチンは、イギリス製です。欧米や西洋諸国で使用しているワクチン、アメリカ製も含まれますが、がん原因の7割を占めると言われます発がん性ヒトパピロウイルスHPV 16型と18型に対しての感染予防に有効でありまして、現在、100種類以上あるほかの発がん性ヒトパピロウイルスには予防効果がないとも言われております。日本人の子宮頸がんの原因は、発がん性ヒトパピロウイルス52や58型が比較的多いそうです。我が国やアジア地域では、この承認されたワクチンで防げる遺伝子型比率が50～60%と低いため、約半分の子宮頸がんワクチンでは予防ができず、日本人には予防効果が更に限定的で予防効果は10%程度と言われております。ワクチンが導入されたとしても、やはり現在の健診が最も有効な予防手段であることには代わりがないと思っております。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） 現在、世界的に使用されている子宮頸がん予防ワクチンは、英国

製、米国製ともにヒトパピロウイルス16型と18型の抗原が含まれており、主にはその2種類の抗原に対して効果を示します。日本人では、ご説明のとおり他の型が原因になることもありますが、16型、18型のウイルスが子宮頸がんの原因の第1位、第2位であることは間違いありません。また、子宮頸がんの後発年齢である20代、30代の子宮頸がん患者では、日本人でも実は16型、18型が原因となっている割合が80%となっています。お付けした図の1番目を見てください。16型、18型は、52型などの他の型に比べるとがん化率やがん化の進行スピードが速い。図の2を見てください。そのため悪性度が高いタイプとして重視されています。また、抗原として含んでいないタイプのヒトパピロウイルスで、遺伝子学的に16型や18型に似ているタイプのもも少しであります。予防できる可能性があるとも考えられています。クロスプロテクション効果といいますが、これは図の3を見てください。よって、ウイルスにさらされる前、セクシャルデビュー前にワクチンで特に悪性度の高いウイルスを予防し、その他のタイプによる子宮頸がんを定期健診で早期発見するという、二重の予防をすることで将来的な子宮頸がんの減少、あるいは医療費の抑制につながれると考えられます。課長ご答弁の子宮ワクチンの予防効果については、現在得られている最新治験がこういうことであります。

2番目、予防効果の持続性について。これも私が20年ぐらい持続性があるという説明をしたつもりですが、それに対する回答をもう一度課長からお願いします。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 現在、国内で使用されております予防頸がんワクチンは、サーバリックス、先ほど先生がおっしゃったとおりでございます。現在、製造販売元のイギリスグラクソンスミスクライ社によれば、予防効果がどのくらい続くのかや、新たに3回の接種以外に追加接種が必要かは、まだ不明らしく、ワクチン接種をしても子宮頸がんにかかる可能性は否定できないということでございます。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） 現段階の最新の治験では、ワクチンによってヒトパピロウイルスの16型、18型に対する抗体化は、7.3年持続していることが証明されています。この実測値を基に3種類の統計学的手法を用いてシミュレーションをした結果、いずれの結果においても、少なくとも20年間は高い抗体化が維持されるということが証明されています。これが最新の治験です。

3番目、サーバリックスの副反応について。私は、ほとんどないという説明をしたつもりですが、別の回答を得られましたので、その回答について、もう一度ご説明願いたい。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 海外では12歳前後の小児に対して、サーバリックスは3回、1回の後1か月後に2回目、1回目の接種後の6か月後に3回目の接種が行われております。子宮頸がんワクチンの危険性について、子宮頸がんを100%予防できるワクチンのようなイメージ宣伝に対し、すべてのワクチン接種に死亡例を含む負

反応があり、このワクチンにおいても例外ではないとのこと。また、海外の死亡例も数多くあることから、サーバリックスの添付文書には、医師は診察及び接種的な判断を慎重に行い、同意を確実に得たうえで注意して接種することとし、生命の危険性があることを十分に説明していたかが事故後に問題になっているようです。ワクチンは予防医療であるために、すべての健常者が対象だけに、その犠牲も大きいと思います。なお、サーバリックスの3回接種により、自然感染時と比較して十分に高い抗体化が少なくとも20年は維持されるという今お話でしたが、あくまでも、これはグラクソンスミスクライ社も推計はしているようでございますが、例えば12歳児に接種し、20年経過後のおおむね32歳時にワクチン効果がなくなるのであれば、再度、現在実施している検診の必要性は十分にあるのではないかと考えております。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） ただいま担当課長の方から、サーバリックスの副反応について説明がありましたが、実は、どのワクチンであっても全く安全に使用できるものなんていうものはありません。今、定期接種になっているワクチンでも、副反応の問題は必ずあると言えます。しかし、この子宮頸がんワクチンのサーバリックス製造元のグラクソンスミスクライ社に問い合わせましたが、死亡例が数多くあるというのは、これはもう誤解だと言えます。海外で実施された11の臨床試験、評価対象3万例ですが、3万例やった中でサーバリックス投与分で死亡が1例です。対象投与分では、対象投与分というのは、実はサーバリックスをやったふりをして小麦粉を打ったようなものです。対象投与分では4例の死亡例が認められています。その死亡はとにかく、実は交通事故とか骨肉腫とか、その死亡例として報告されているものも交通事故2例、骨肉腫1例、糖尿病性ケトアシドーシスとあって、血糖がうんと高くなって死んでしまうような状態、あるいは殺人による水死が1例ですね、これは実は死亡例と言われているものは全例でワクチン接種との因果関係は否定されているんですね。ということで、このサーバリックスの副反応はちょっと過剰にご理解されたのかなというふうに考えるわけです。こういった経緯を踏まえて、実は来年度、国の方で頸がんのワクチンは全国で導入されるような試みがあるようにも聞いていますが、それについてはどのように承知されていますか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 先に報道等で、この近隣市町村として大田原が実施するというのでテレビ等で報道されました、県は、あくまで現在の子宮頸がんワクチン接種は法定接種になっておりませんので、県の方の情報としましては、定期接種でないため実際にその市町村、どこの市町村がやっているということは把握してないということでございます。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） ちょっと私の質問の意図と反する回答なんですけれど、私が質問したかったのは、結局のところ来年度は、この子宮頸がんワクチンが導入される可能性が高いような報道を受けているのですけれども、その点についてはどのような理解



をされていますかということです。村長お願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先般、新聞の報道に出たということを知っております。それはただいま岩科議員さん、ドクターでありますので非常に16型、18型、私もよく分かりませんでした。先般質問の際にお答えしたときも、相当データを取ったつもりでありましたが、現在、前の議会で答弁したものを2回覆されております。一つは、この効果についてもちょっとやっぱり前の答弁より違うじゃないか、二つ目は、サーバリックスは過剰反応だというお話でございます。要するに、やるべきだという方向でお伺いしているつもりであります。国がその後、予算に具体的に、サマーレビューの中の概算要求には上げたいようだというのですが、具体的に、ではということはまだ承認されておられません。もちろん12月の国会というふうに思っております。あの後いろいろ政権の代表選挙とかありましたが、ほぼ変わらんだろうという思いで今あるところでございます。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） ちょっとご答弁の内容が多少混乱されている部分があるかと思うんですが、サーバリックスの効果はやっぱりそれなりにあると、以前言われていたほどの効果がないかもしれないけれど、あるというご認識。それからそのご回答にあった、サーバリックスは非常に重篤な副作用があるというご回答をいただきましたが、それは誤解であるということをご理解していただいたというふうに考えてよろしいですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員お質しの中に、最新の治験というデータが公表されました。そう理解いたします。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） これは結局こういうデータから来年度、国が子宮頸がんワクチンについては導入する方向だということは共通の理解であると思うんですけど、この問題は今年度の議会で少なくとも3人の議員がこの西郷村議会の中で質問をしているわけです。国がやるからやる、県がやるからやるでは何ら村独自の行政を行う意味というのはないんじゃないでしょうか。そんなレベルでやるのであれば、国や県の代理機関をここに置いておけばいいわけです。他の自治体とは違って、3人の議員がこの問題について取り上げているわけで、実はもし今年この子宮頸がんワクチンが導入されれば、仮に中学校3年生の女子に打つとすると、データいただきましたが、100名以上の中学生が恩恵を被ることができるわけです。ところが、これが1年遅ければ、この100人は、もし打つとすれば自費で打つということになります。2年遅ければ、200人が自費で打つということになります。村独自の保健行政を行うという見地に立てば、3人の議員が質問しているわけですから、そのところはもう少し真剣に、前向きに検討していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 仰せ、ごもつともであります。3人の議員の方々がそれなりの調査をされて、そして効果、この前は7割という効果がお話しされました。ひとつ独自性と先導性というお話でありました。国の下請機関ではないかというお話もありました。実は、そこのところが一番私も悩むところでございます。独自の調査と独自の今、最新の治験示されましたが、私の村の機関として今のHPVの効果についての独自の調査項目、機関があつて、そして今の最新の情報を得られて効果ありとすれば、これはできます。ただ、この問題は本当に学術的に相当、あるいは世界の耳目をというこのレベルでありますので、やっぱり厚生労働省の、あるいは国の機関の結果をいち早くとらえることに一番重きを置いております。そういうことがあつて、ひとつ慎重になっているというところもあります。今の議員お話のように最新の治験はよく把握しておりませんでしたし、また、効果、あるいは今二重のチェックというふうに申されました。そういったことを考えまして、いろいろ総合的に前向きに判断を下したいというふうに思っているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） 是非、1年遅れれば100人以上の女子中学生が不利益を被るといふ、こういう事態は重くとらえていただきたい。他の市町村で、こういう問題について取り組んでいる市町村がないわけではありませんから、是非前向きに取り組んでいただきたい。なお、前段ご説明したように、このワクチンですべてが予防できるわけではありません。当然、その二重のチェックとして検診ということがとても大事になります。この検診の受診率の向上については、どのような手段を打つべきとお考えなのか説明ください。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 現在、こういった女性に関する病気に関しましては、国の方でも子宮がん、乳がん検診等、クーポン券発行による無料検診を実施しております。そういった意味で、そういう事業とともに勸奨しているわけですが、なにせ、この子宮がん検診につきましては20歳からできる体制にはなっておりますが、若い女性の方についてはなかなかまだ受ける認識が低うございますので、その辺についてはもう少し住民広報等を進めて受診率のアップに努力したいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） こと、子宮頸がんワクチンに関しては、この検診の対象になる女性の年齢が比較的若いことから、非常にやっぱり検診を受けないという率が高いわけですね。ですからこそ2段階の予防というふうに申し上げましたが、ワクチンの有効性、ワクチンの可能性はかなりあるわけです。そこのところはしっかり、やっぱり考えていただきたいということと、受診率の向上に関しては議会の中ではありませんが、村の中のいろいろな会議の中で、私も委員として出席してありますが、基本的に検診の受診率を向上させるためにはどうしたらいいかということは、そういう席でもお話をしているわけです。どうしてもやっぱり多忙で時間が取れなくて受診できないというケースもありますから、単なる啓蒙活動だけでは受診率は向上しないということは、今

までの経験からよくお分かりだと思います。いつでも、どこでも、ある時間、その人にとって都合の良い時間で検診ができるように施設でもって検診する施設検診の受診をもう少し進めるとか、そういうことに取り組んでいかなければ検診率の、受診率の向上は見込めないと思いますが、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 今、岩科議員のおっしゃったとおり、従来は子宮がん検診については集団検診を行っておりました。ただ、今おっしゃったようにかなり受診者側の立場に立ちまして村も今施設検診を導入しております。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） 是非その施設検診で受診できるということを広く啓蒙していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第13、11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。

◇ 1 1 番 矢吹利夫君

1. 各担当課の取扱いについて

○ 1 1 番 (矢吹利夫君) 1 1 番、最後になりましたけれど、一般質問をさせていただきます。

一般質問としては、各担当課の取り扱いについて伺います。まず、各課の指示組織はどうなっているのかということですが、村内を歩いていますと、いろいろな情報が入ってまいります。先日もある件で役場に連絡したところ、すぐに見に来たような様子もないし、その後も何の返事もなかったということで、大変私の方に電話でお叱りの電話を受けました。また、ここが困っているがどうかにならないかということで役場に行ったが、その後やる気もないし、どうする、こうするといった連絡もないし、1年近く経っても何もないということで、このところ何件かそういう話を耳にしていますが、予算がなければないで、あるいはできないならこういう理由があってできない、しばらく待ってくれとか、その説明など何か返事しておく必要があるのではないかと思えます。そこをどう考えているのか、まず最初に伺います。

○ 議長 (高木信嘉君) 村長、佐藤正博君。

○ 村長 (佐藤正博君) 1 1 番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

各課の組織の行政のやり方について、ご質問というより一部お叱りを被ったというふうにお聞きしております。誠に申し訳ございません。武士の情けなのか、具体的な名前は言わなかったことを感謝いたしますが、全般として受け止めました。まず、かつて千葉県松戸市長、今のマツモトキヨシですね、あそこの会長さんです。市長のときにすぐやる課を作りました。やっぱり一番分かりやすいというのが、すぐ問題、苦情を解決するというので始まった。今でもあるそうでございます。要するに、人に頼むということは、人が生きるにおいてはなかなか頼むことはしません。自分のことは自分でやる。あるいは人に迷惑をかけないということがありますので。多分人に頼むということは、相当困っているとか、あるいはずうっと考え温めていた方が表に出すということになりますと、それなりの迅急性、思いがあるというふうに思っております。そういう内容について今のお話のことですと、誠に悪い印象といいますか、行政として怠慢ではないかということになりますので、行政の対応については、本当に地方公務員法、あるいは服務規則いろいろ研修をしてやっていますが、時と場合によっては今のよう部分なきにしもあらず、よく新聞に投書がされます。私も「声」の欄、地元紙見っていますが、先週は良い話がありましたですね。西郷は素晴らしい良い所ですということを投書でありました。しかし、お話の内容の部分も、もう何回もされております。したがって、親切に、分かりやすく、素早くということを求められているわけでありまして、この件につきましては、そういうことがないように対応しようということを管理職会議とかいろんな意味で具体的にしているつもりではありますが、なお、そういったお話が届いているとすれば誠に申し訳なく、かつ、お話のように説明責任といいますか、それについてもちゃんとできますように、今後とも職員を通じて督励をして、私自らもそのようにしていきたいというふうに思っております。

- 議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君の再質問を許します。
- 11番（矢吹利夫君） 先ほどの件などは、時間が経てば分からなくなってしまうようなこともあるので、何かあったときに各課での対応はどうするのか。組織上、課長がいなければ即座の対応がどうなのか。主幹や課長補佐が現場確認をする、現場確認命令するか、また今年4月で替わった課長も多いので、前からの問題の引き継ぎはどうなっているのか、前の課長に言ったことが次の課長にしっかり引き継いであるのか、まずは伺います。
- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 今、具体的にお話ありました。現場を確認する、あるいはそれとは別に年度の差によって引き継がれていない可能性があるとうお話でございます。引き継ぎにつきましては、最終的に私が今後チェックをしますので、課長、管理職の場合は書類にして出さなければなりません。これは服務規則に書いてあります。よって、引き継ぎは文書で回ってきますが、時として議員がおっしゃられたように脱落している可能性、今あることが分かりました。よって、ことの軽重は決まっております。現在において重大な結果をもたらす、あるいは係争になる可能性がある、あるいは利害関係が大幅である、あるいは時間が問題を大きくするといったことについては即座に、あるいは間違いなく優先順位1位で記載、あるいはその関係、あるいは経緯についてきちんと記載をするというふうにしておりますので、その点については文書でやりとりしますので、最終的にチェックをしますのではないと思いましたが、実はお話の中身では、あるというように聞きましたので、なお、そういったことにつきましては住民の方々に不信、信頼を損なうことのないように、しっかり引き継ぎについてもやっていきたいと思えます。
- 議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。
- 11番（矢吹利夫君） 本来ですと、各担当課長に答弁いただきたいところなのですが、時間の関係上、村長の答弁ということで結構ですが、また、村民がどこが担当なのか分からないとか、村民の意見を受けたら、どこが担当するのか調整してしっかりと担当する課に引き継いでもらいたいと思えます。
- 次に、村民の意見に対して担当課はどのように思っているのかということですが、先ほど言ったことばかりではなく、いろいろなケースがあると思えます。役場にとってはいろいろな話があつて数ある中でも、村民にとっては相談した一つのことなんです。村民からの意見などがあつたときに、担当課は案件の軽い重いは関係なく、誠意を持って対応すべきと考えますが、村長いかがでしょうか。
- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） おっしゃるとおりであります。ことの軽重、あるいは、そういった判断は職員がするのではなくて、相談する方がどう思っているかによって決まりますので、意見、あるいは要望等については、よく内容を調査し、どこが、どうすれば一番良い解決になるのかについては、部署も、あるいは1か所でできなければ協調してということで、全村で対応すべきものもありますので、そういったものについては、

まず現実をよく調査すること、それから、よく関係法令、あるいは上級官庁との調整が必要なのか、あるいは大規模な意見、説明会が必要なのか、いろいろありますが、身近なものからやっぱり即座に、早く、分かりやすく対応することが必要だというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） もちろん悪い話ばかりではなく、すぐに対応してくれて助かっておるといふ話も聞いております。先般、砂利敷きの問題で、すぐ担当課長がやってくれたということで、うれしい話もあって、やってもらってよかった、あるいはやってくれなかったけれども、説明してくれたとかいったような話も我々聞いていますけれど、村のためにも良いので、そういった対応を是非とも素早い対応でお願いしたいと思えます。

次に、要望等、また問題点に対して、どのように対処しているのかということですが、お分かりのとおり昨日と今日と今回は2日間にわたって一般質問で13人の議員が質問しているわけですが、今までになく多いです。そのようにいろいろな各課の課題が山積しているのです。個人直接、あるいは行政区長を通して要望、問題点が上がってきていると思いますが、その処置について、どのように対処しているのか、それぞれケースは違うと思いますが、一般的な対処を伺います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最初に良い話も言っておりましたので、誠に有り難い、ホッとしている部分もあるわけでありますので、そういった対応をしていきたいというふうに思えます。

次に、要望という、あらゆる問題をどう今、対処形態はどうかというお話でございました。4月の今年は10日ちょっと前に行政区長会を開きました。その段階でいろいろ要望等の扱いにつきましても、ひとつ、やっぱり毎年要望して解決しないものは、また新たに文書を出すのか、要りません。それはチェックだけしていただければ、継続して出ているものと理解いたします。窓口はどこにするのか。総務課で一本、最初にここで受ける。受けてそこで仕分けをいたします。どこの課で担当すべきものなのかということを行います。そして、それが一つの課で終わるのか、あるいは予算上の問題もございませぬ。あるいは関連する事業はあるのか、土木であれば建設、農政、どっちかがお互いに関係する。あるいは同じ時期に例えば下水道ですと、表面の舗装関係の具合とかはどうか。いろんなことを調整いたしまして、更に優先順位があつて、区長さんにおいては各地域の事情いろいろあります。そういったこともよく調査をしていただいて、これが順番としていいのではないかとということから予算を付けていくという手順にしているところでもありますので、また個人的な問題につきましても、直接その担当課としてお聞きする。それが各課にわたった場合等がございませぬ。それにつきましても総務課で調整をして、そして問題解決の一番早い方法で対応していくというふうにしているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後に人事の件なんですけど、村長に伺いますけど、担当課職員も大変一生懸命頑張っているのは分かります。が、なぜできないのか、職員数の問題、先程来、同僚議員も申しましたけれど、また、担当課に対しては適材適所がどうかという、そういう点も含めて要因があれば、お示し願えればと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、人数についてということですが、極力その雇用形態も改善していきたい。更には全体的に今後の見通しは、小さな政府にすべきだというふうになっていますので、これは地方交付税、あるいは財源の問題、国家の赤字、あるいは景気の問題がありますので、注意してその対応をしていきたい。では、その内容において適材適所ということがうまくいっているのかというお話でございます。公務員は均質な人材を求められておりますので、それはオールラウンダーであるというふうに思っております。各セクションに配属されました場合は、従来の常識、コモンセンス、あるいは一般教養があつたうえに特別の事業というふうになりますので、それは今度は各課における研修、あるいは勉強を常時伴います。その特別法とか規則、あるいは新たな文献、あるいは仕方の勉強をして、その先頭に立つリーダーがチームとしての仕事、指示をする、あるいはチェックをする、あるいは一番良い方法でできるような仕組み、計画を作る。こういうことでいきますので、時と場合によっては本当に3年程度で今人事の異動がありますので、その間にプロになれるのかとなりますと、議員お質のとおりに大変な人、大変なところあります。しかし、それを乗り越えなければ、私たちが公務員としている存在価値はありませんので、それをやって住民の信頼に添えていく、そういう努力を日々負っておるのが地方公務員だというふうに理解しているところであります。

○議長（高木信嘉君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高木信嘉君） 以上で予定されました一般質問は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時06分）

